
「株式売買委託手数料に関する調査（第４回）」の調査結果について

日証協・平 17. 3. 15

本協会では、３月１５日、本年１月に証券会社２６８社及び機関投資家２１３社を対象に実施した「株式売買委託手数料に関する調査（第４回）」の調査結果について取りまとめ、「株式売買委託手数料実態調査（第４回）」として公表した。

本調査は、株式売買委託手数料について、完全自由化（平成１１年１０月１日）後の実状及び推移を把握することを目的に、これまで平成１２年より同１４年までの間、計３回に亘り調査を行ったが、今般、手数料自由化後５年が経過したことに伴い、改めて調査を実施したところである。

本調査は、本協会が調査業務を委託した社団法人中央調査社（調査専門機関）を通じて行ったものであり、証券会社が対外的に公表している個人投資家向けの標準的な株式売買委託手数料（率）、割引制度、顧客サービス等について、対面取引、通信取引（電話・FAXによる取引）及びオンライン取引のそれぞれについて調査するとともに、機関投資家が証券会社から提示されている手数料（率）及びサービス等について調査したものである。

本調査結果の概要は、以下のとおりである。

株式売買委託手数料実態調査（第4回）（概要）

平成17年3月15日
日本証券業協会

1. 調査の目的

株式売買委託手数料調査については、完全自由化(平成11年10月1日)後、第1回調査(平成12年1月)を実施し、さらに第2回調査(平成13年1月)及び第3回調査(平成14年1月)を行ったが、今回調査は、これに続く第4回に当たるものであり、完全自由化後5年以上経過した時点での株式売買委託手数料の推移を把握するための資料とするものである。

2. 調査時期

平成17年1月12日～2月3日

3. 調査対象会社

- ① 証券会社 268社
- ② 機関投資家 213社

4. アンケート調査回答社数

- ① 証券会社 162社(回答率60.4%)
- ② 機関投資家 148社(〃 69.5%)

5. 調査結果の概要

① 証券会社に対する調査結果

証券会社に対しては、対外的に公表されている標準的な手数料設定方式、手数料率・手数料額及び割引制度(通信取引(電話・FAXによる取引)について異なる手数料を設定している場合も含む。)について、アンケート調査を行い、また、別途、インターネットを経由するオンライン取引について、証券会社が開設するホームページを閲覧してその手数料設定方式、手数料率・手数料額等について個人投資家向け料率の調査を行った結果である。

○ 前回調査時との比較

- ・ 対面取引、通信取引、オンライン取引のそれぞれにおける株式売買委託手数料率(平均値)をみると、これまでの調査結果と同様に、全体的に対面取引、通信取引、オンライン取引の順に低くなっている(2頁図1)。
- ・ 対面取引における手数料率は、前回調査時とほぼ同水準である(2頁図1)。
- ・ 通信取引における手数料率は、約定代金3,000万円までは、前回調査時とほぼ同水準であり、対面取引の69%～76%程度となっている(2頁図1)。
- ・ オンライン取引における手数料率は、全体的に前回調査時の8割程度の水準となっている。(例えば、約定代金100万円の場合においては約20%低下しており、約定代金1億円の場合においては約17%低下している。)(2頁図1)。

この調査レポートのいかなる部分も一切の権利は日本証券業協会に帰属しており、本協会の許可なく複製または転載等を行わないようお願いいたします。

- ・ 以上から、対面取引、通信取引、オンライン取引のそれぞれにおける約定代金ごとの手数料料率を前回調査時と比較すると、対面取引及び通信取引においては、全体的に前回調査時とほぼ同水準であり、下げ止まり感があるものの、オンライン取引においては、全体的に前回調査時より2割程度低下している。

- ・ 手数料割引制度についてみると、「個別対応」と回答した社が27.1%から40.1%に上昇した。具体的な割引制度については、「月次報告利用の有無」による割引が18.6%から6.2%まで減少したものの、「支払い手数料額」、「預り資産額」、「総合口座等開設の有無」等による割引については、前回調査とほぼ同水準であり、個別に割引を行っている社が多くなっている状況が見受けられる（3頁図2）。

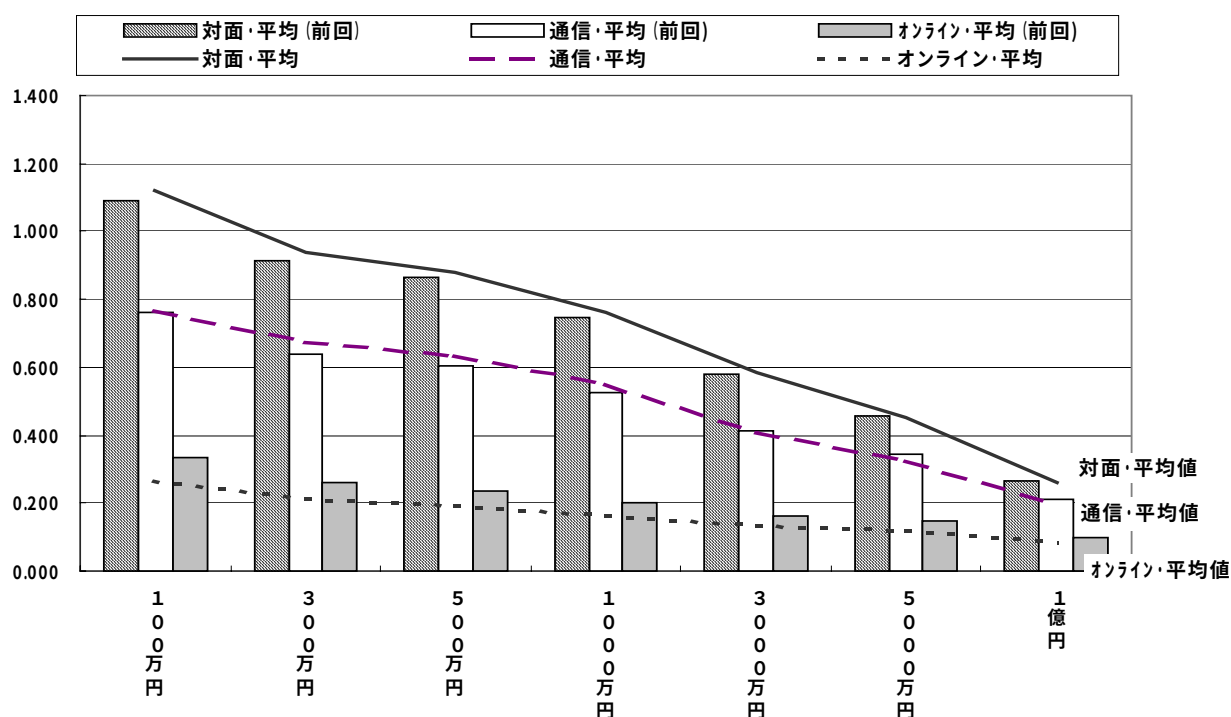
○ 自由化前の水準との比較

- ・ 自由化前の水準(固定手数料率)と比較すると、対面取引における手数料率（平均）は、全体的に自由化前の水準をやや下回っており、約定代金が高くなるほど自由化前の水準より低下する傾向にある。例えば、約定代金100万円においては自由化前の水準の97%程度であるが、約定代金5,000万円においては自由化前の水準の83%程度となっている。また、通信取引における手数料率は、全体的に自由化前の水準の65%程度、オンライン取引における手数料率は、全体的に自由化前の水準の21%程度となっている（3頁図3）。

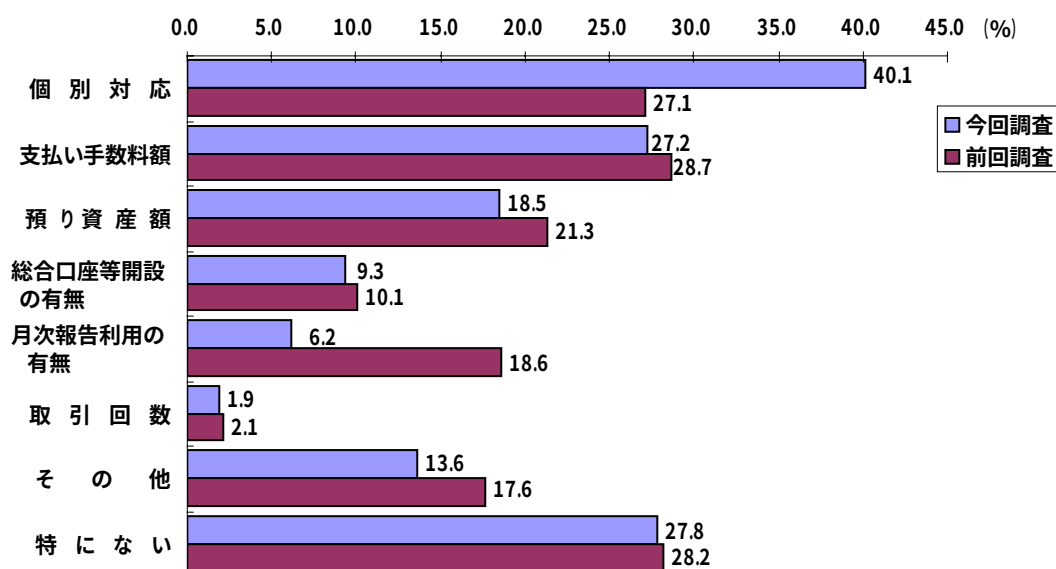
○ 顧客サービスの状況

- ・ このほか、証券会社が対面取引及び通信取引において実施している顧客サービスとしては、「情報提供サービス」が最も多く、その他に「各種セミナー・講演会等への案内」、「資産管理サービス」等がみられる。（5頁図4）。

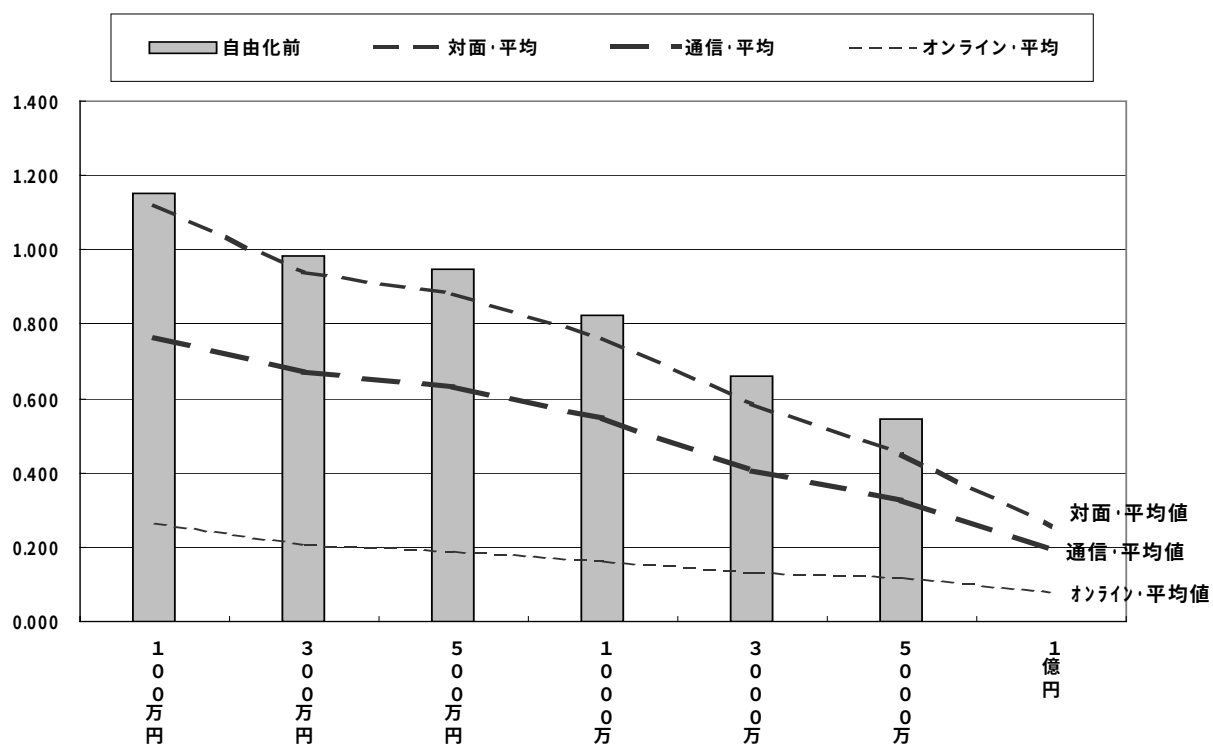
（図1）対面取引、通信取引、オンライン取引（平均値）における手数料率（%）（前回調査時の水準との比較）



(図2) 証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料割引制度の設定状況
(複数回答による回答社数の比率)

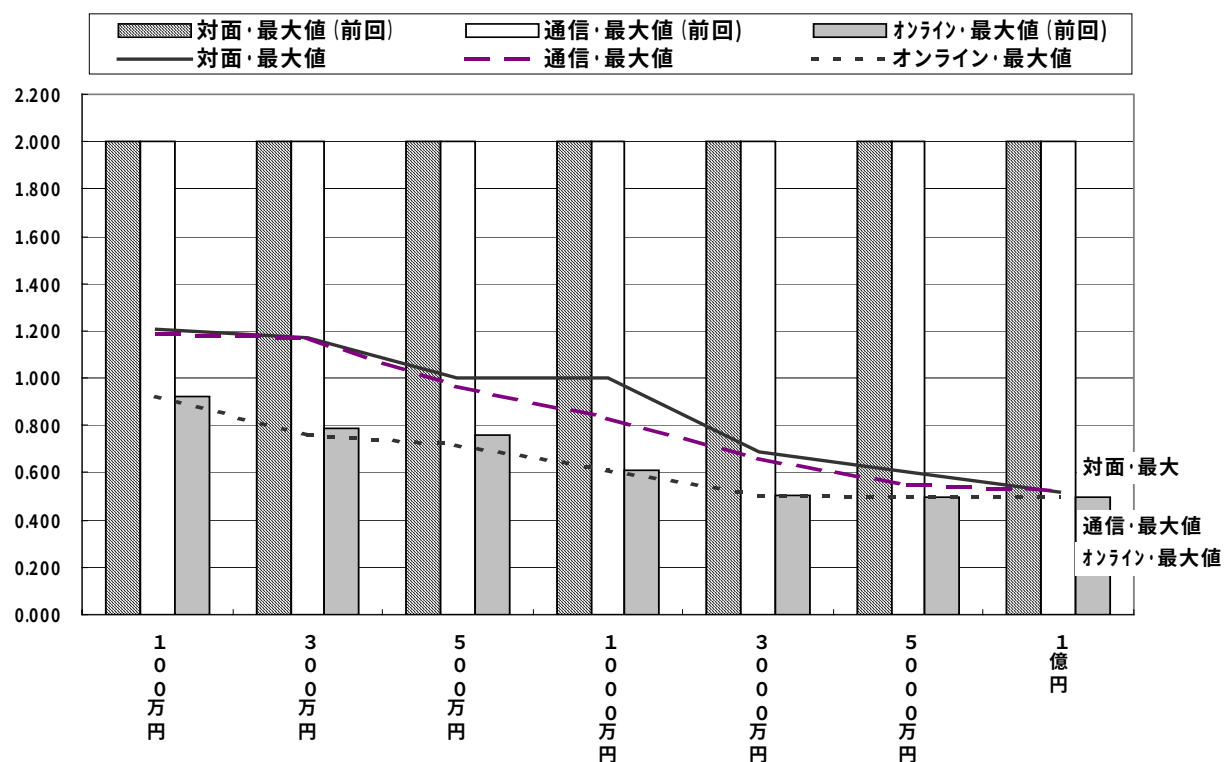


(図3) 対面取引、通信取引、オンライン取引（平均値）における手数料率（%）（自由化前の水準との比較）

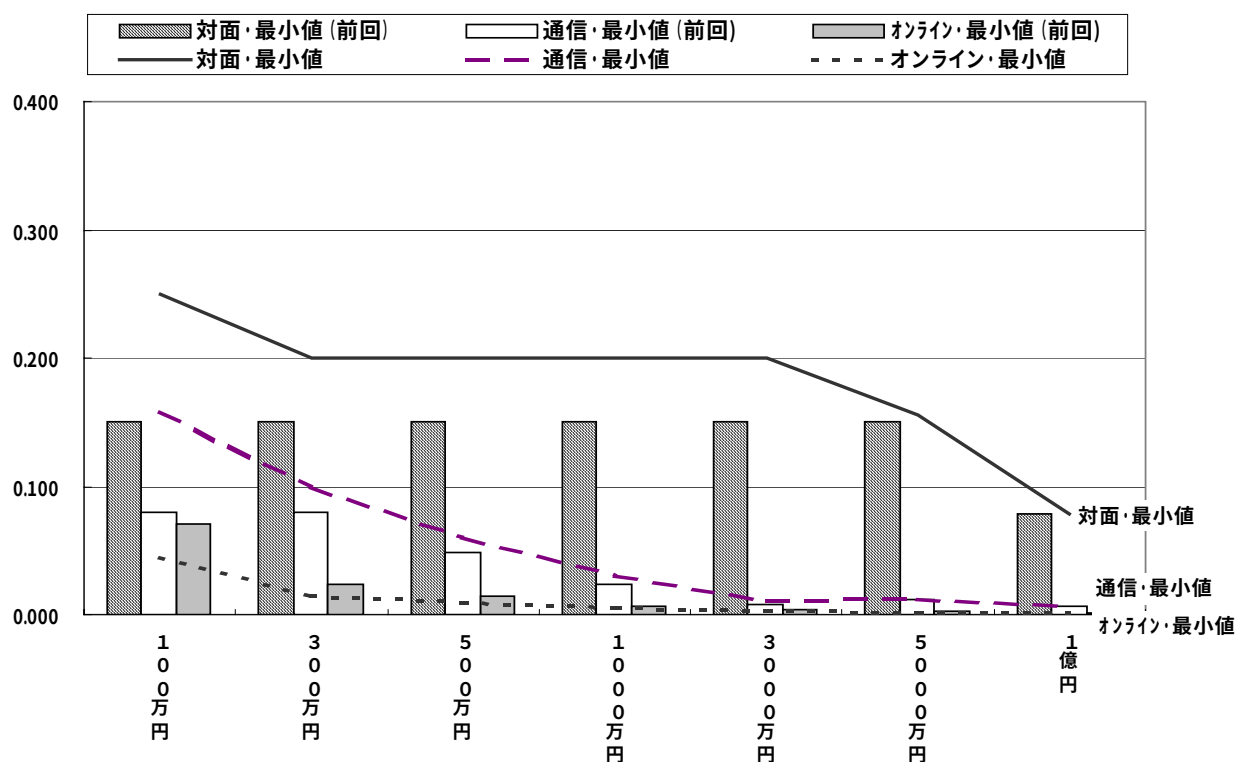


(参考) 対面取引、通信取引、オンライン取引（最大値・最小値）における手数料率（％）（前回調査時の水準との比較）

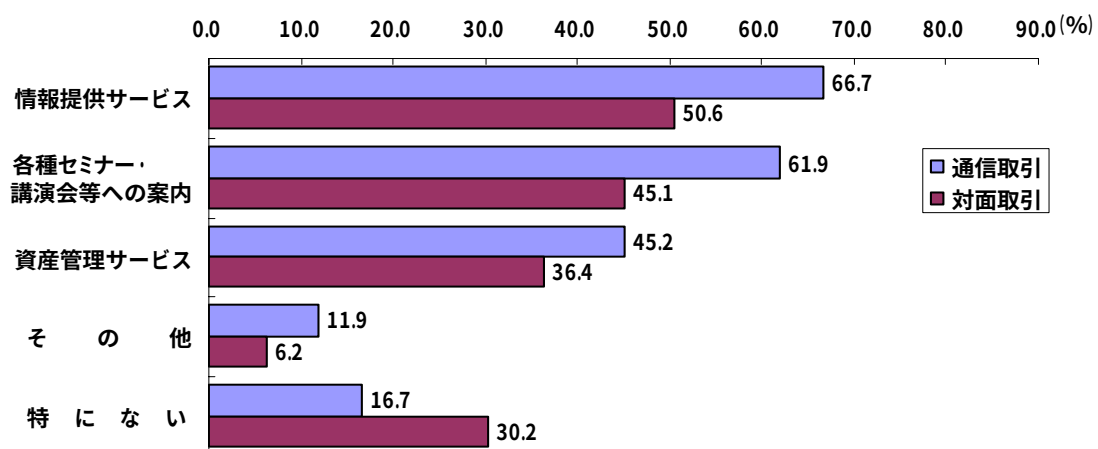
○ 最大値



○ 最小値



(図4) 証券会社による対面取引及び通信取引に係る顧客サービスの実施状況
(複数回答による回答社数の比率)



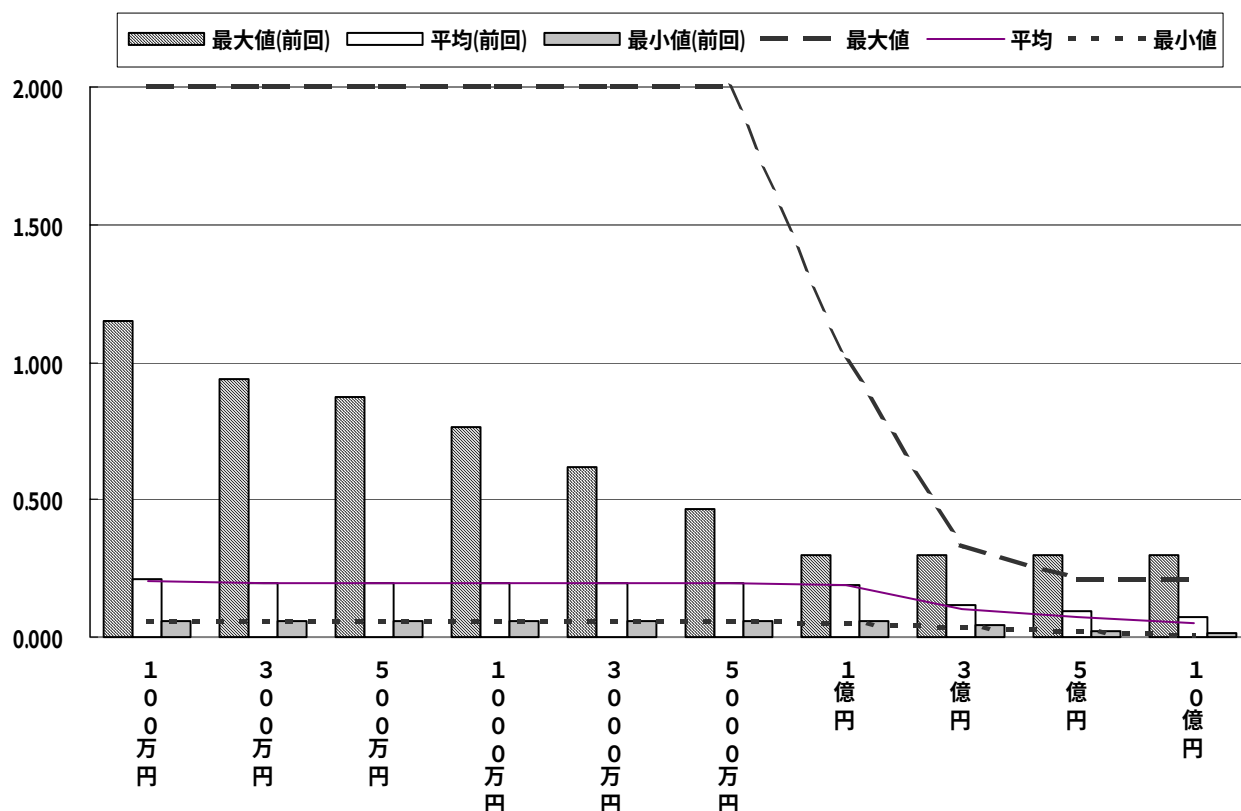
(注) オンライン取引については、アンケート調査ではなくホームページ閲覧調査によるため、対面取引及び通信取引と同じベースでの集計はできないが、有料で投資関連情報コンテンツ等を提供している証券会社がみられる。

② 機関投資家に対する調査結果

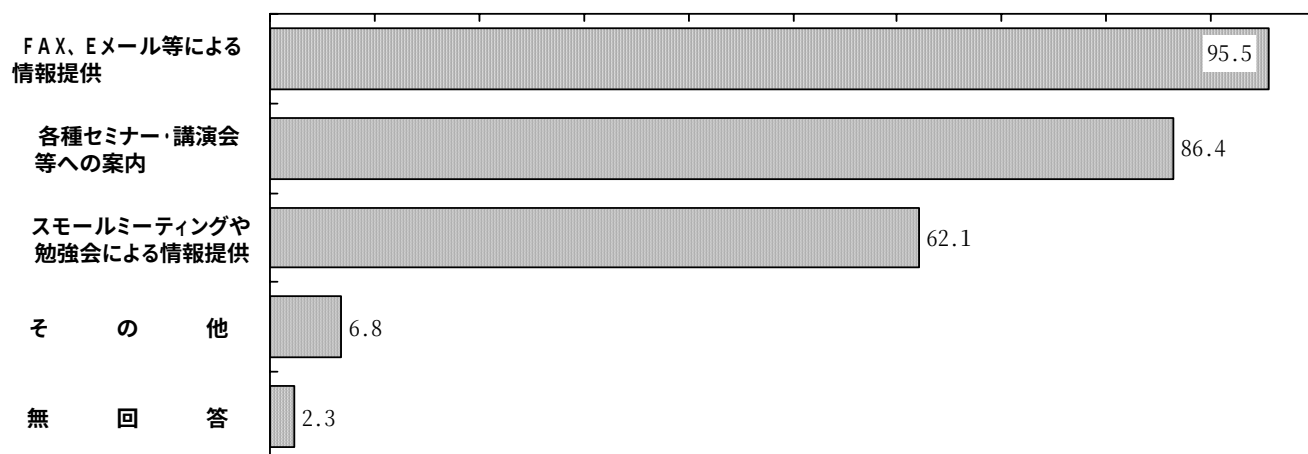
機関投資家に対しては、取引頻度の多い証券会社（2社分）から呈示されている手数料設定方式、手数料率・手数料額等について、アンケート調査を行った結果である。

- ・ 機関投資家に係る株式売買委託手数料率を前回調査時の水準と比較すると、最大値については、約定代金 100 万円～1 億円の場合において、ある社に設定されている手数料率が 1 %～2 % だったことから、前回調査時の水準を大幅に上回っているものの、約定代金 3 億円～10 億円の場合においては前回調査時の水準とほぼ同水準か下回っている。（6 頁図 5）。
- ・ 平均については、約定代金 100 万円～1 億円の場合においてはほぼ昨年並みの水準となっている。約定代金 3 億円を超えると前回調査時の 74%～86%程度となっている（6 頁図 5）。
- ・ 最小値については、約定代金 5,000 万円までは前回調査時の水準と同率となっており、約定代金が 1 億円を超えると前回調査時の 83%前後となっている（6 頁図 5）。
- ・ 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについては、「FAX、Eメール等による情報提供」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「スモールミーティングや勉強会による情報提供」の順となっている（7 頁図 6）。

（図5） 機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率（%）



(図6) 機関投資家が証券会社から受けているサービス (複数回答による回答数の比率)



以 上

株式売買委託手数料実態調査（第4回）

平成17年3月15日
日本証券業協会

調査の目的・方法

1. 調査目的

株式売買委託手数料については、完全自由化(平成11年10月1日)後、第1回調査(平成12年1月)を実施し、さらに第2回調査(平成13年1月)及び第3回調査(平成14年1月)を行ったが、今回調査は、これに続く第4回に当たるものであり、完全自由化後5年以上経過した時点での株式売買委託手数料の推移を把握するための資料とするものである。

2. 調査内容

(1) 証券会社に対する調査

個人投資家を対象とした次に掲げる取引について、対外的に公表されている標準的な株式売買委託手数料、割引制度等を、証券会社の担当者による調査票への記入又は証券会社のインターネット・ホームページ閲覧等により調査

① 対面取引	② 通信取引 ^{*1}	③ オンライン取引 ^{*2}
・ 手数料設定方式	・ 手数料設定方式	・ 手数料設定方式
・ 手数料額（率）	・ 手数料額（率）	・ 手数料額（率）
・ 割引制度	・ 顧客サービス	・ その他
・ 顧客サービス		

(2) 機関投資家に対する調査

取引頻度が多い証券会社2社について、それぞれ呈示（適用）されている株式売買委託手数料額（率）等を、機関投資家の担当者による調査票への記入により調査

- ・ 手数料設定方式
- ・ 手数料額（率）
- ・ 顧客サービス

3. 調査設計

(1) 証券会社に対する調査

①対面取引及び②通信取引

- ・ 調査地域：全国
- ・ 調査対象：証券会社
- ・ 対象会社数：268社
- ・ 回答会社数：165社（うち対面取引162社、通信取引43社）
- ・ 調査方法：郵送法
- ・ 調査時期：平成17年1月12日～26日

③オンライン取引

- ・ 調査地域：証券会社（オンライン取引）
- ・ 対象会社数：43社
- ・ 調査方法：インターネット・ホームページの閲覧（一部電話等による確認を含む。）
- ・ 調査時期：平成17年1月30日～2月3日

この調査レポートのいかなる部分も一切の権利は日本証券業協会に帰属しており、本協会の許可なく複製または転載等を行わないようお願いいたします。

(2) 機関投資家に対する調査

- ・ 調査地域：全国
- ・ 調査対象：機関投資家
- ・ 対象会社数：213社
- ・ 回答会社数：148社
- ・ 調査方法：郵送法
- ・ 調査時期：平成17年1月12日～26日

4. 調査実施機関

社団法人 中央調査社

手数料率・額のデータ加工について

- 株式売買委託手数料表における約定代金ごとの手数料率・手数料額については、次の算式により求めている。

$$\text{手数料率} = \text{定率} + (\text{加算額} \div \text{約定代金} \times 100)$$

$$\text{手数料額} = (\text{約定代金} \times \text{定率} \div 100) + \text{加算額}$$

*1 通信取引とは、証券会社の営業員の訪問や電話勧誘が行われず、顧客の自宅等から電話・FAX等（ただし、インターネットを利用するものを除く。）を使用して株式売買取引の注文を発注することができる取引のことをいう。本調査では、通信取引を利用した株式売買取引について、対面取引とは別の株式売買委託手数料体系を設定している証券会社について調査を行った。

*2 オンライン取引とは、顧客が自宅のパソコン等からインターネットを経由して株式売買取引の注文を入力することができる取引のことをいう。

I. 証券会社に対する調査

1. 対面取引

(1) 対面取引における手数料(率)

- ・ 対面取引に係る株式売買委託手数料(率)は、ほぼ全ての証券会社において、約定代金の多寡により手数料率が増減する方式で設定されている*。これを全体的にみると、手数料率は約定代金と反比例関係にあり、手数料額は約定代金と比例関係にある。
- ・ 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、約定代金が300万円を超えると1.0%を、約定代金が5,000万円を超えると0.5%を、約定代金が5億円を超えると0.1%をそれぞれ下回っている。また、約定代金ごとの手数料額を平均でみると、約定代金が1,000万円を超えると5万円を、約定代金が5,000万円を超えると20万円をそれぞれ上回っている。
- ・ 手数料率を前回調査時(平成14年1月)と比較すると、最大値については、全体的に前回調査時より大幅に下回っている。
- ・ 平均については、約定代金1億円までは前回調査時とほぼ同水準であるが、約定代金が3億円を超えると9%~16%程度前回調査時を下回っている。
- ・ 最小値については、約定代金3,000万円までは前回調査時を33%~67%程度上回っているが、約定代金が5,000万円を超えると、前回調査時とほぼ同水準となっている。
- ・ 上記の手数料の設定が各証券会社において1年前と比べてどのように変わっているか(「上げた」、「下げた」又は「同じ」)については、いずれの約定代金においても「同じ」が大部分を占めており、「下げた」が3%程度となっている。
- ・ 上記の手数料の設定が各証券会社において3年前と比べてどのように変わっているか(「上げた」、「下げた」又は「同じ」)については、いずれの約定代金においても「同じ」が大部分を占めており、「下げた」が5~8%程度となっている。

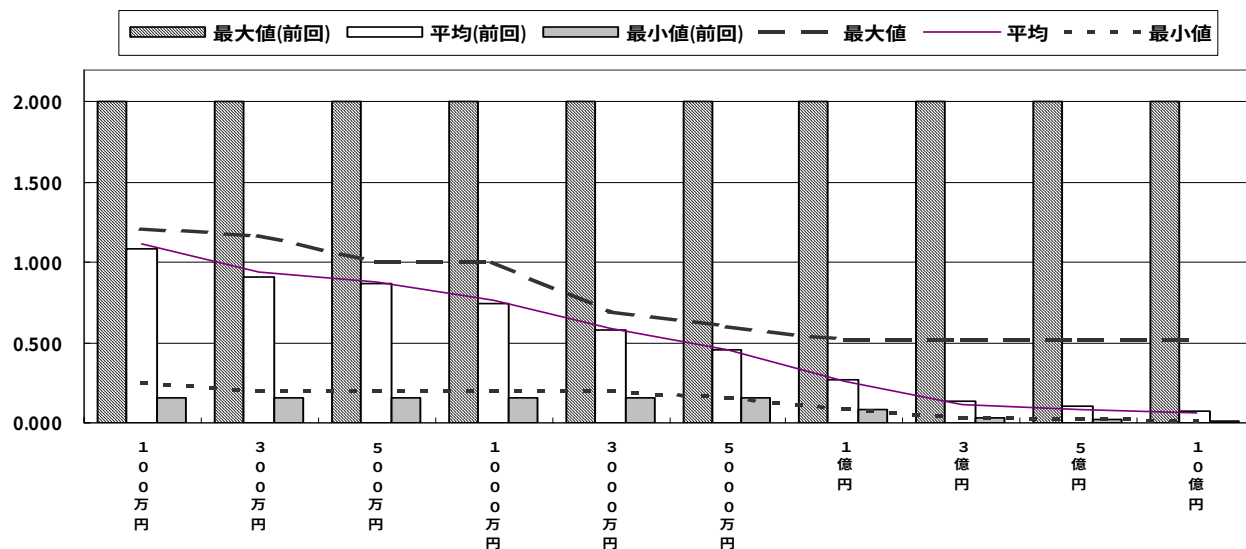
[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表(該当数=162)]

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	158					2,590	10,000	525	2,500
100万円の場合	162	1.120	1.208	0.250	1.150	11,199	12,075	2,500	11,500
300万円の場合	162	0.938	1.172	0.200	0.950	28,127	35,150	6,000	28,500
500万円の場合	162	0.881	1.000	0.200	0.900	44,034	50,000	10,000	45,000
1,000万円の場合	162	0.762	1.000	0.200	0.770	76,221	100,000	20,000	77,000
3,000万円の場合	162	0.585	0.691	0.200	0.596	175,591	207,375	60,000	178,755
5,000万円の場合	162	0.454	0.600	0.156	0.460	227,201	300,000	78,000	230,055
1億円の場合	162	0.258	0.515	0.078	0.250	257,865	515,000	78,000	250,000
3億円の場合	162	0.118	0.515	0.026	0.089	354,081	1,545,000	78,000	266,500
5億円の場合	162	0.088	0.515	0.016	0.053	437,947	2,575,000	78,000	265,550
10億円の場合	162	0.064	0.515	0.008	0.027	640,961	5,150,000	78,000	272,500

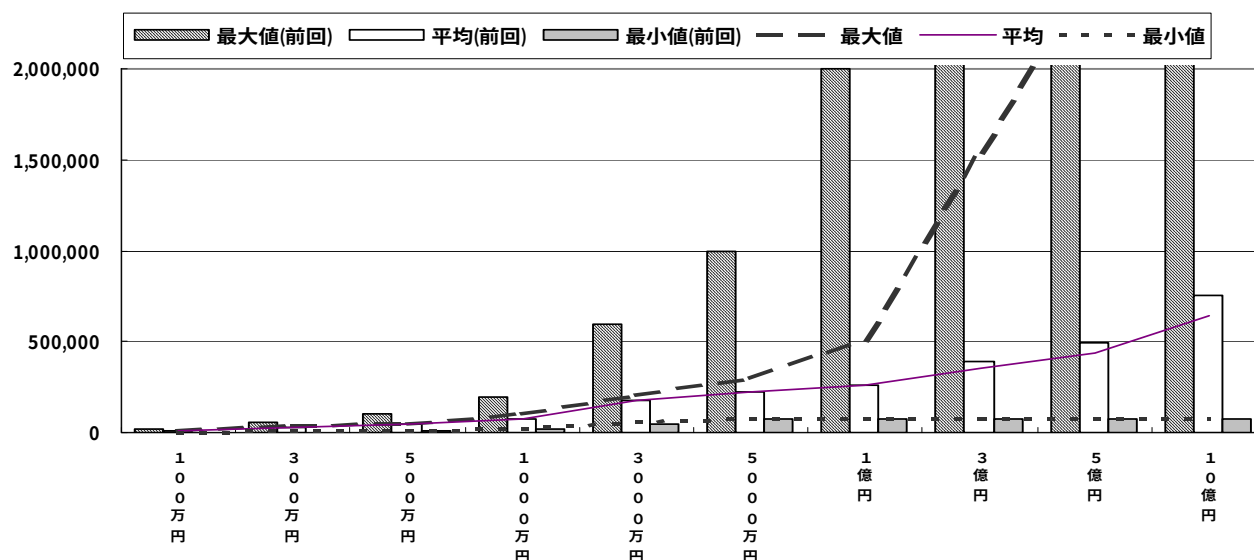
(注) 「最低手数料を設定している場合」の数値は、最低手数料を設定している証券会社における最低手数料額の平均、最大値、最小値及び中央値である(以下「株式売買委託手数料表」において同じ)。

* 一部の証券会社は、ある約定代金について手数料を「顧客と相談して決める」としている。それらについては、約定代金ごとの手数料(率)の平均、最大値、最小値等の計算において除外している。

[証券会社による対面取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率 (%) (該当数=162)]



[証券会社による対面取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料額 (円) (該当数=162)]

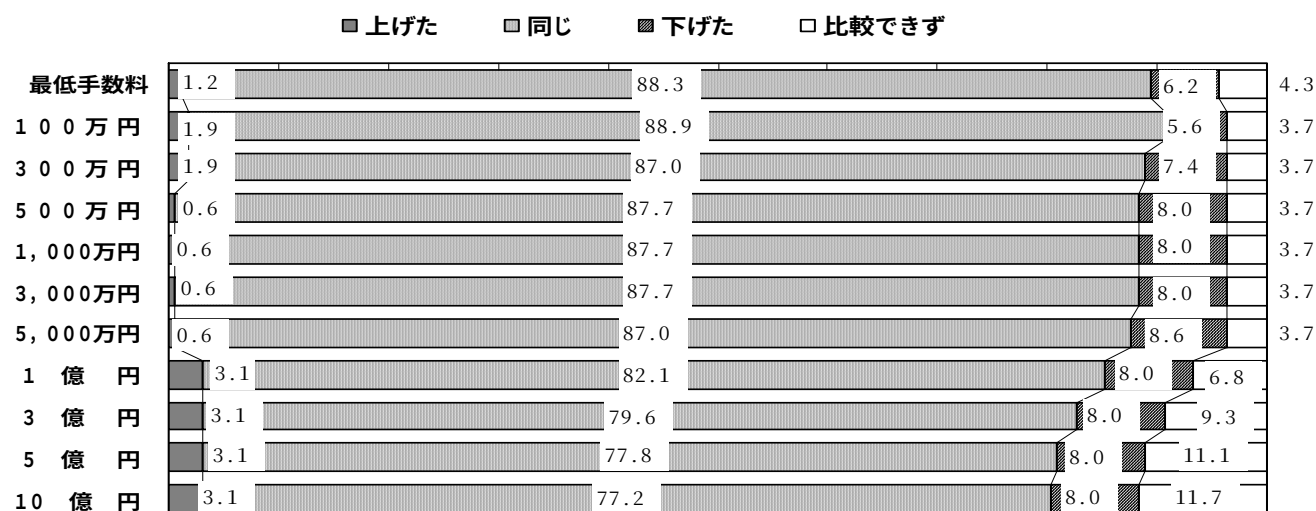


[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の変化 (回答社数の比率) (%) (該当数=162)]

○ 1 年前



○ 3年前

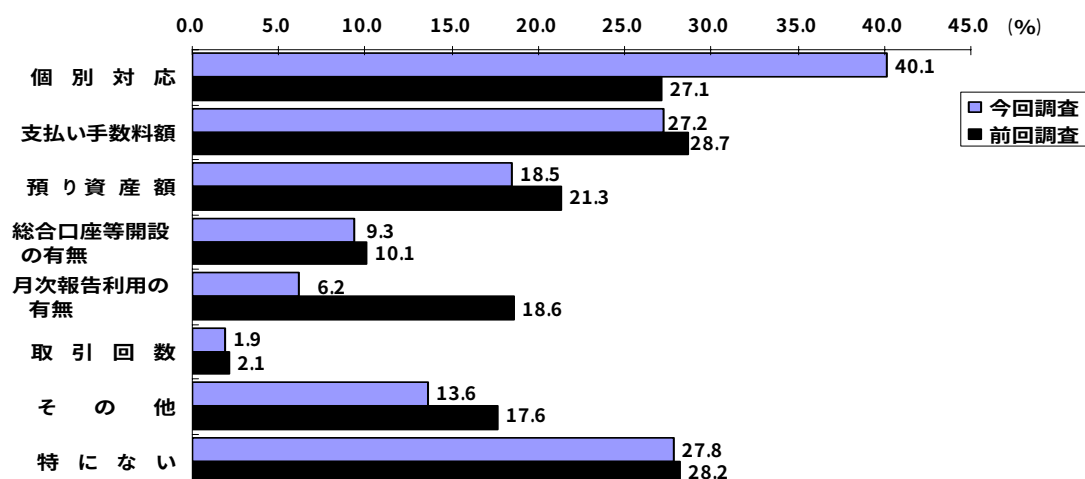


(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回 162 社、前回 188 社。

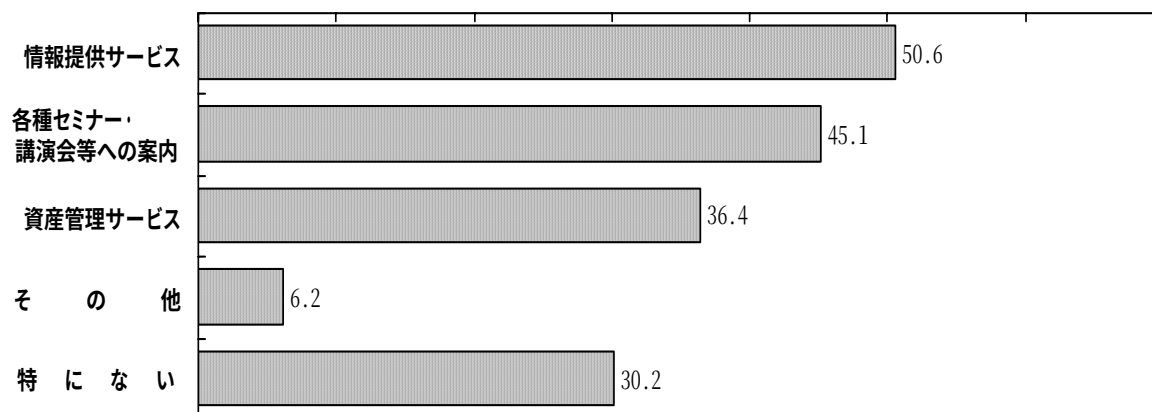
(2) 対面取引に係る手数料割引制度及び顧客サービスについて

- 証券会社が対面取引について設定している株式売買委託手数料の割引制度としては、個別に対応して割引を行っている社が最も多く、以下、一定期間の「支払い手数料額」、「預り資産額」、「総合口座等開設の有無」、「月次報告利用の有無」、「取引回数」に応じた割引制度の順となっている。
- これを前回調査時と比較すると、個別に対応して割引を行っている回答者数の比率が13%増加する一方、「支払い手数料額」、「預り資産額」、「総合口座等開設の有無」、「月次報告利用の有無」、及び「取引回数」に応じた割引制度については、回答社数の比率は減少している。
- 「その他」の割引制度については、他社との競合状況や取引額等を考慮したり、複数の条件を組み合わせる等により割引を行うものが6割程度を占めている。
- また、証券会社が対面取引について行っている顧客サービスとしては、「情報提供サービス」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「資産管理サービス」の順となっている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料割引制度の設定状況(複数回答による回答社数の比率)(%) (該当数=162)]



[証券会社による対面取引に係る顧客サービスの実施状況(複数回答による回答社数の比率) (%)
(該当数=162)]



(3) 対面取引に係る手数料設定状況の証券会社の属性による相違について

① 取引参加者・非取引参加者（証券会社）の別

- ・ 上記(1)の手数料設定状況を、調査対象である証券会社がいずれかの国内証券取引所の参加者であるか非参加者であるかの別によってみると、全体的に約定代金が高くなるほど取引所参加者よりも取引所非参加者の方が手数料をやや低く設定している。
- ・ 1年前及び3年前との変化については、いずれの約定代金においても全体として「上げた」社は少なく、「同じ」が大半を占めている。また、3年前のほうが「下げた」の比率が高くなっている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表（取引所参加者・非参加者の別）]

ア．取引所参加者（証券会社）（該当数=86）

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	86	1.114	1.208	0.473	1.150	11,140	12,075	4,725	11,500
500万円の場合	86	0.874	1.000	0.295	0.890	43,696	50,000	14,750	44,500
1,000万円の場合	86	0.761	1.000	0.330	0.765	76,132	100,000	33,000	76,513
5,000万円の場合	86	0.457	0.600	0.164	0.457	228,303	300,000	81,750	228,553
1億円の場合	86	0.261	0.515	0.082	0.252	261,270	515,000	81,750	252,000

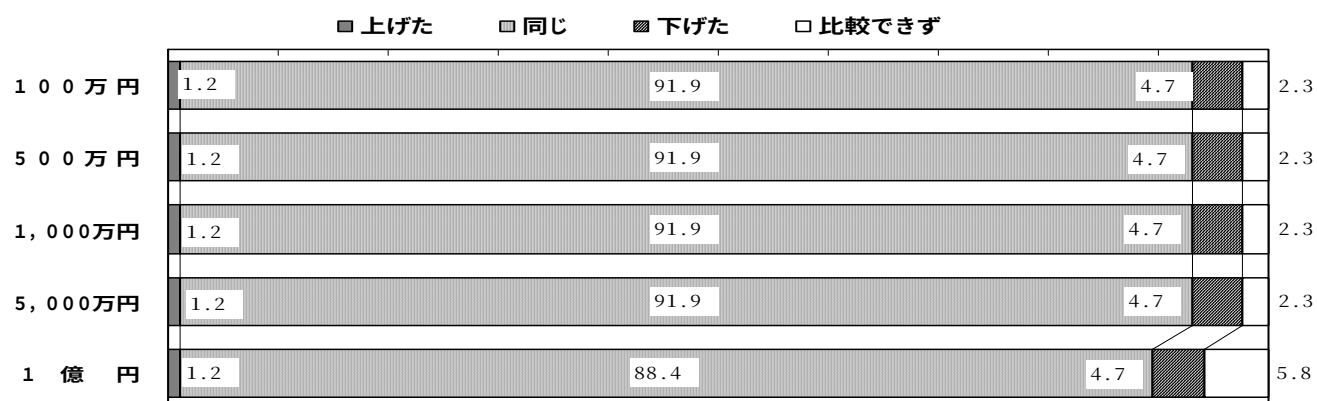
イ．取引所非参加者（証券会社）（該当数=76）

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	76	1.127	1.208	0.250	1.150	11,266	12,075	2,500	11,500
500万円の場合	76	0.888	0.998	0.200	0.910	44,412	49,875	10,000	45,500
1,000万円の場合	76	0.763	0.866	0.200	0.778	76,321	86,625	20,000	77,775
5,000万円の場合	76	0.452	0.572	0.156	0.462	225,969	286,125	78,000	230,750
1億円の場合	76	0.254	0.371	0.078	0.248	254,138	370,650	78,000	248,375

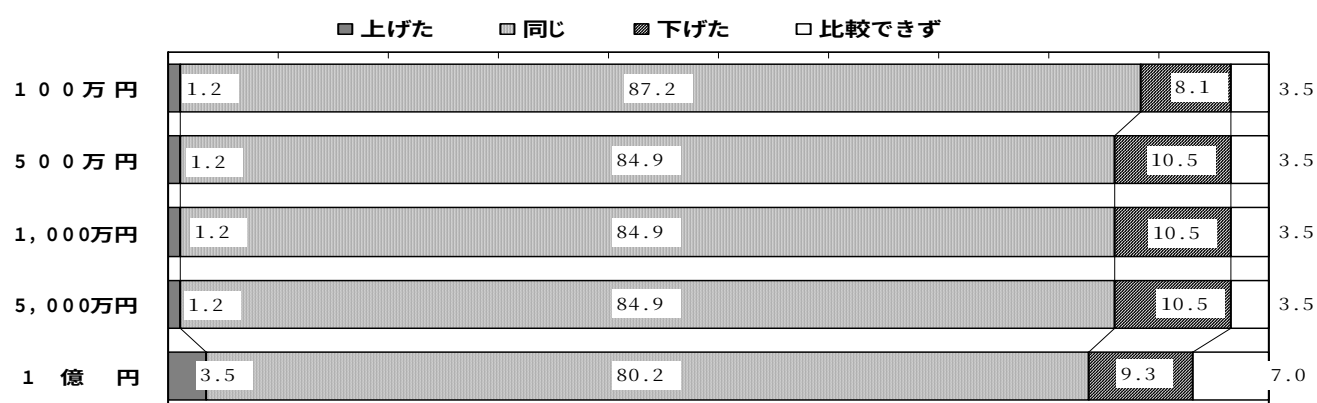
[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化（回答社数の比率）（％）]

ア．取引所参加者（証券会社）（該当数＝86）

○ 1年前

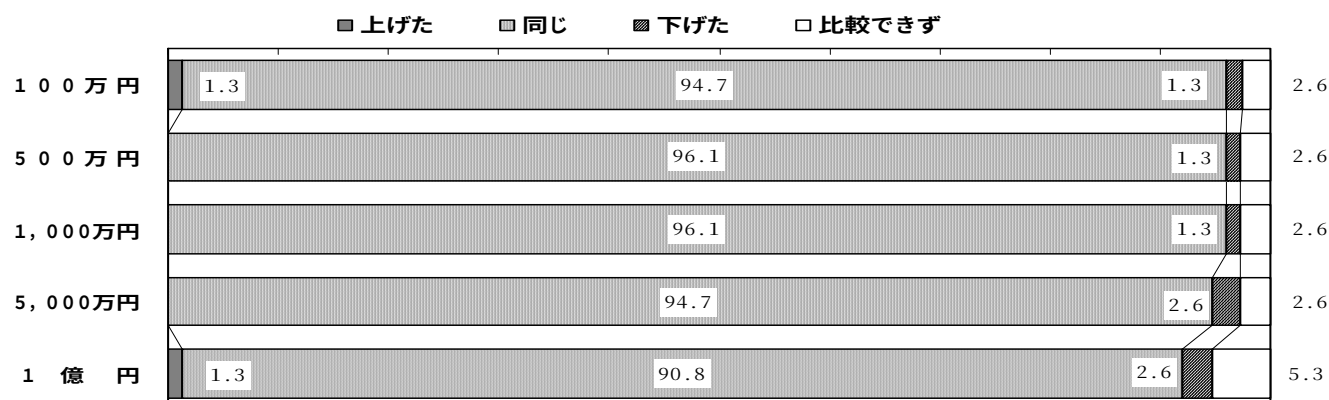


○ 3年前

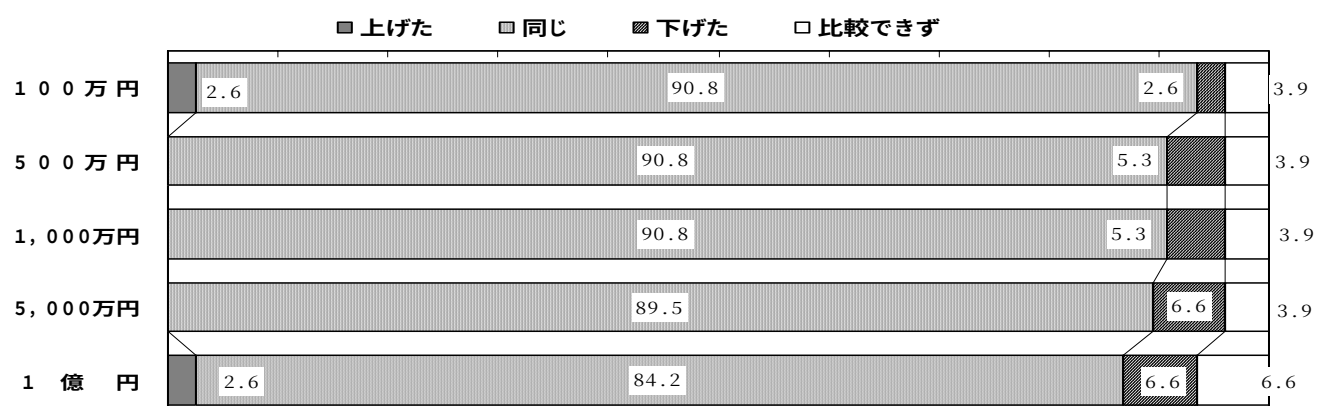


イ．取引所非参加者（証券会社）（該当数＝76）

○ 1年前



○ 3年前



② 資本金規模別

- ・ 上記（１）の手数料設定状況を、調査対象である証券会社の資本金（外国証券会社の場合は国内持込資本の額）の規模の別によってみると、最大値では、約定代金 100 万円～500 万円までは全ての資本金規模別で同率（1.208%）であったものの、概ねほとんどの約定代金において資本金 100 億円以上の証券会社が手数料率を最も高く設定している。
- ・ 1 年前との変化については、資本金 100 億円以上の証券会社においていずれの約定代金も全体として「下げた」社はなく、「上げた」社は 6 % 程度であり、「同じ」が大半を占めている。
また、3 年前と比較するといずれも「下げた」比率が高くなっている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表（証券会社の資本金規模別）]

ア．資本金 100 億円以上（該当数＝18）

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	18	1.123	1.208	0.840	1.150	11,231	12,075	8,400	11,500
500万円の場合	18	0.901	1.000	0.798	0.895	45,063	50,000	39,900	44,760
1,000万円の場合	18	0.786	1.000	0.732	0.767	78,599	100,000	73,200	76,725
5,000万円の場合	18	0.482	0.600	0.432	0.471	240,810	300,000	215,953	235,375
1億円の場合	18	0.291	0.414	0.238	0.276	290,570	414,000	237,700	276,480

イ．資本金 30 億円以上 100 億円未満（該当数＝15）

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	15	1.076	1.208	0.575	1.125	10,756	12,075	5,750	11,250
500万円の場合	15	0.817	0.950	0.295	0.870	40,833	47,500	14,750	43,500
1,000万円の場合	15	0.728	0.825	0.413	0.735	72,766	82,500	41,250	73,500
5,000万円の場合	15	0.431	0.545	0.273	0.436	215,382	272,500	136,250	218,000
1億円の場合	15	0.241	0.385	0.136	0.249	241,249	385,000	136,250	248,955

ウ．資本金 5 億円以上 30 億円未満（該当数＝64）

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	64	1.125	1.208	0.473	1.150	11,249	12,075	4,725	11,500
500万円の場合	64	0.881	0.998	0.590	0.890	44,073	49,875	29,500	44,520
1,000万円の場合	64	0.763	0.866	0.400	0.767	76,255	86,625	40,000	76,700
5,000万円の場合	64	0.456	0.572	0.300	0.456	228,085	286,125	150,000	227,850
1億円の場合	64	0.255	0.515	0.163	0.245	255,494	515,000	163,000	244,600

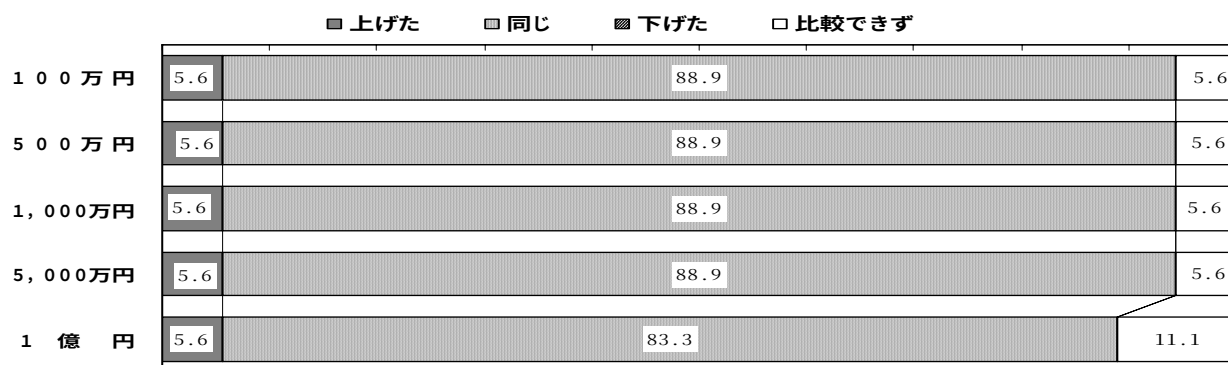
エ．資本金 5 億円未満（該当数＝65）

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	65	1.124	1.208	0.250	1.150	11,245	12,075	2,500	11,500
500万円の場合	65	0.889	0.998	0.200	0.910	44,449	49,875	10,000	45,500
1,000万円の場合	65	0.763	0.866	0.200	0.778	76,327	86,625	20,000	77,805
5,000万円の場合	65	0.451	0.572	0.156	0.463	225,302	286,125	78,000	231,500
1億円の場合	65	0.255	0.400	0.078	0.251	255,257	400,000	78,000	251,250

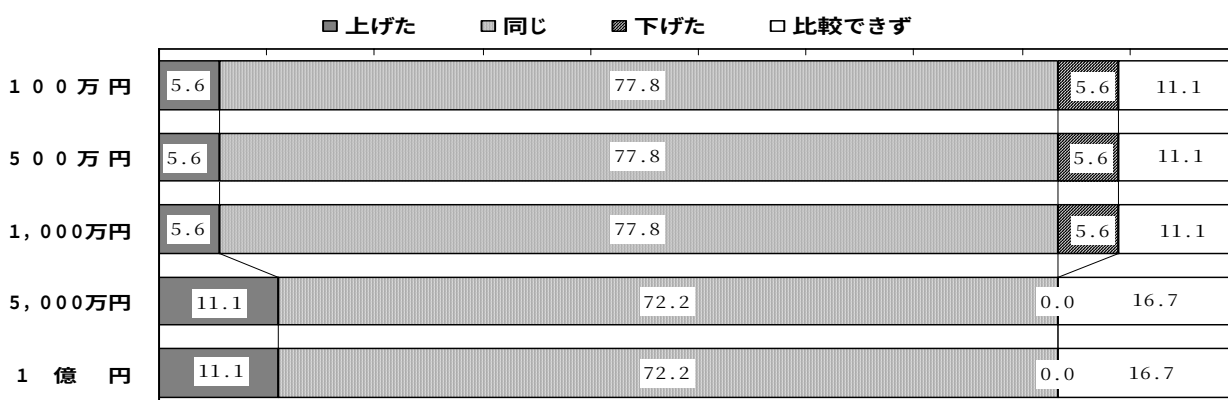
[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の変化（回答社数の比率）（％）]

ア．資本金 100 億円以上（該当数=18）

○ 1 年前

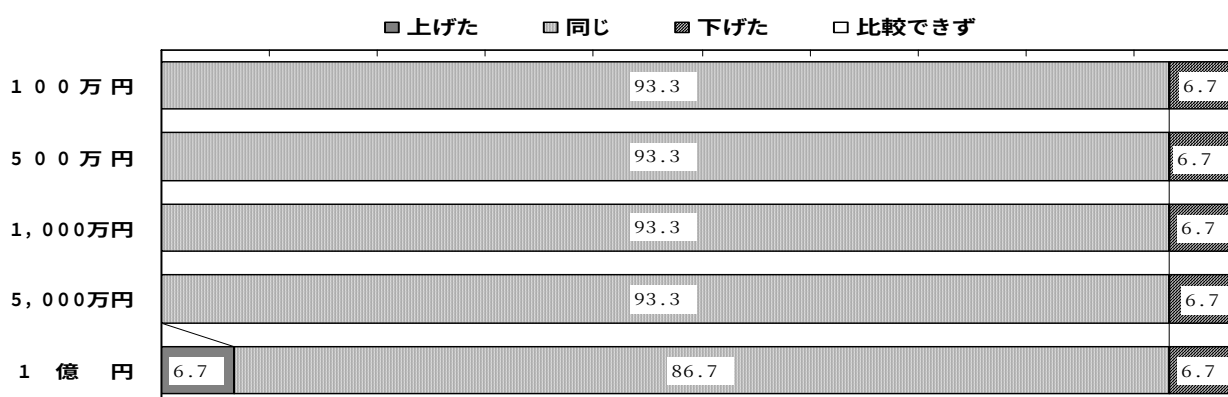


○ 3 年前

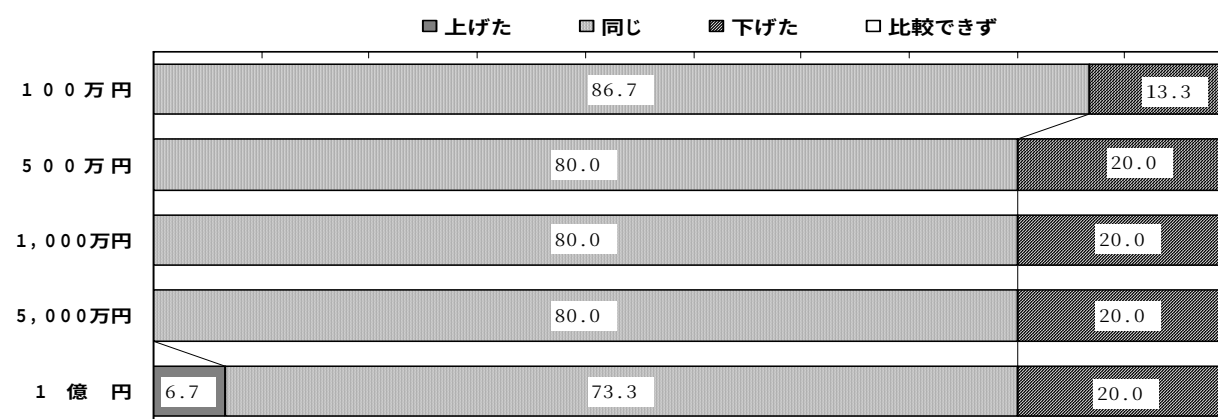


イ．資本金 30 億円以上 100 億円未満（該当数=15）

○ 1 年前

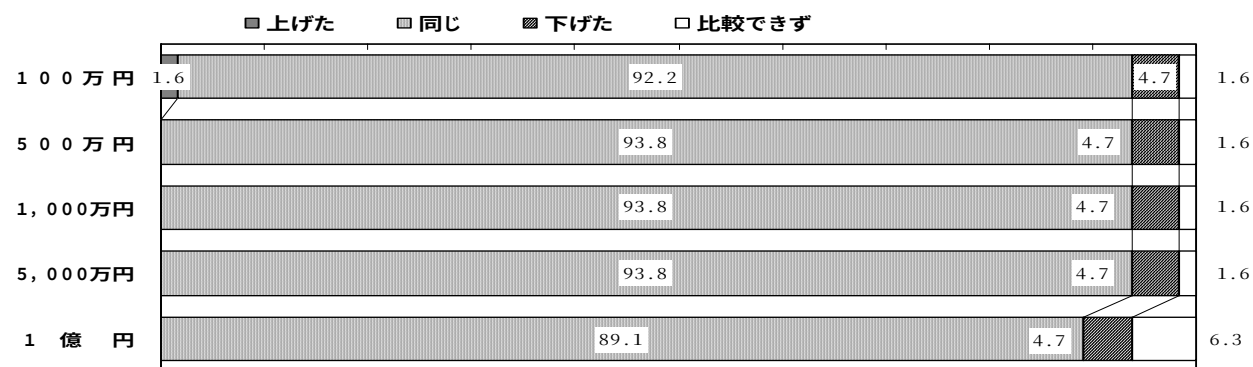


○ 3 年前

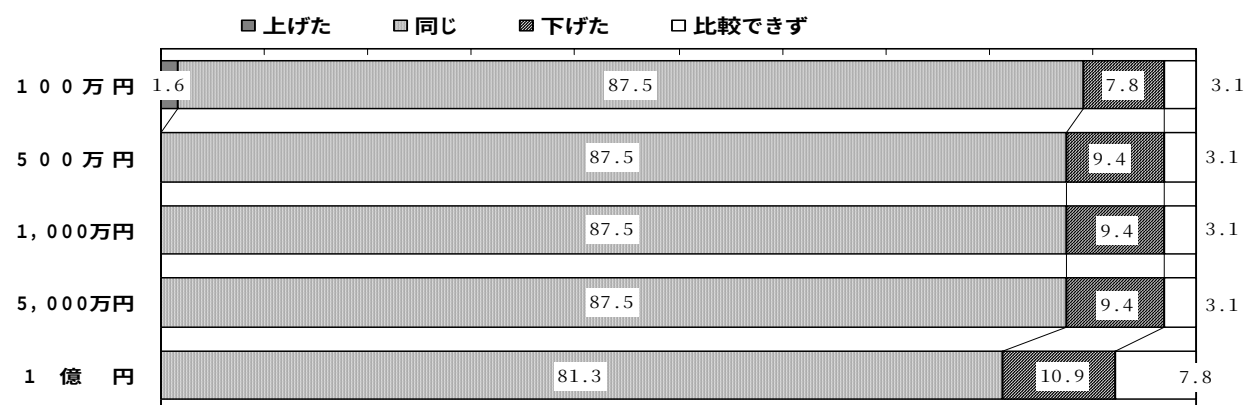


ウ. 資本金5億円以上 30億円未満 (該当数=64)

○ 1年前

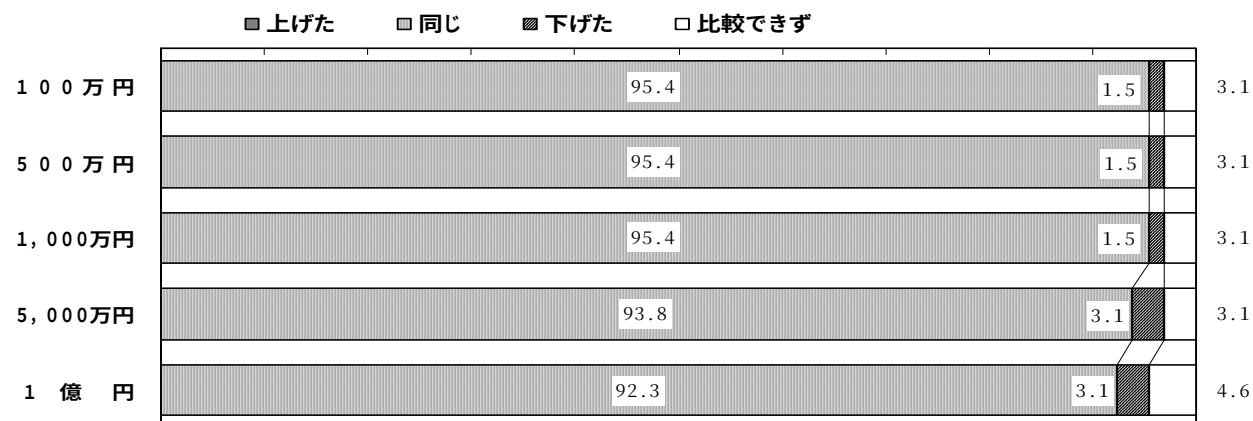


○ 3年前

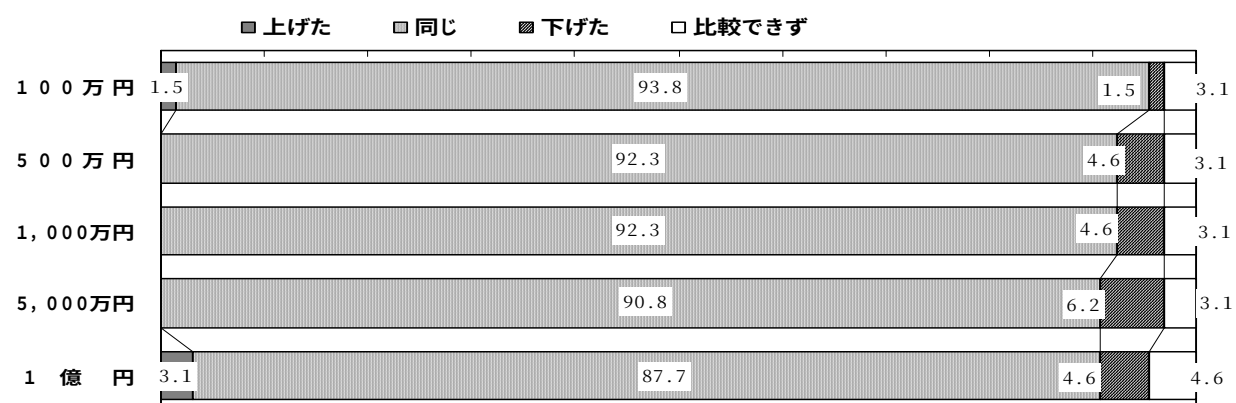


エ. 資本金5億円未満 (該当数=65)

○ 1年前



○ 3年前



2. 通信取引

(1) 通信取引に係る手数料(率)

- ・ 通信取引^{*1}に係る株式売買委託手数料(率)は、ほぼ全ての証券会社において、約定代金の多寡により手数料率が増減する方式で設定されている^{*2}。これを全体的にみると、手数料率は約定代金と反比例関係にあり、手数料額は約定代金と比例関係にある。
- ・ 約定代金ごとの手数料率の平均でみると、約定代金が100万円を超えると0.8%、500万円を超えると0.7%を下回っており、約定代金が3,000万円を超えるとほぼ0.4%となっている。また、約定代金ごとの手数料額の平均でみると、約定代金が300万円を超えると2万円を、約定代金が3,000万円を超えると10万円をそれぞれ上回っている。
- ・ 手数料率を前回調査時と比較すると、最大値については、全体的に前回調査時を大幅に下回っている。これは前回調査の手数料率が、2.000%と高かったことによるものである。
- ・ 平均については、約定代金3,000万円までは前回調査時とほぼ同水準であるものの、約定代金5,000万円を超えると6%～8%程度低下している。
- ・ 最小値については、約定代金100万円～3,000万円までは1.2倍～2倍程度前回調査時を上回っている一方、約定代金5,000万円以上を超えると前回調査時と同水準となっている。
- ・ 1年前及び3年前との変化については、いずれの約定代金においても「同じ」が最も多く、「下げた」とする割合は3年前と比較した場合において多くなっている。

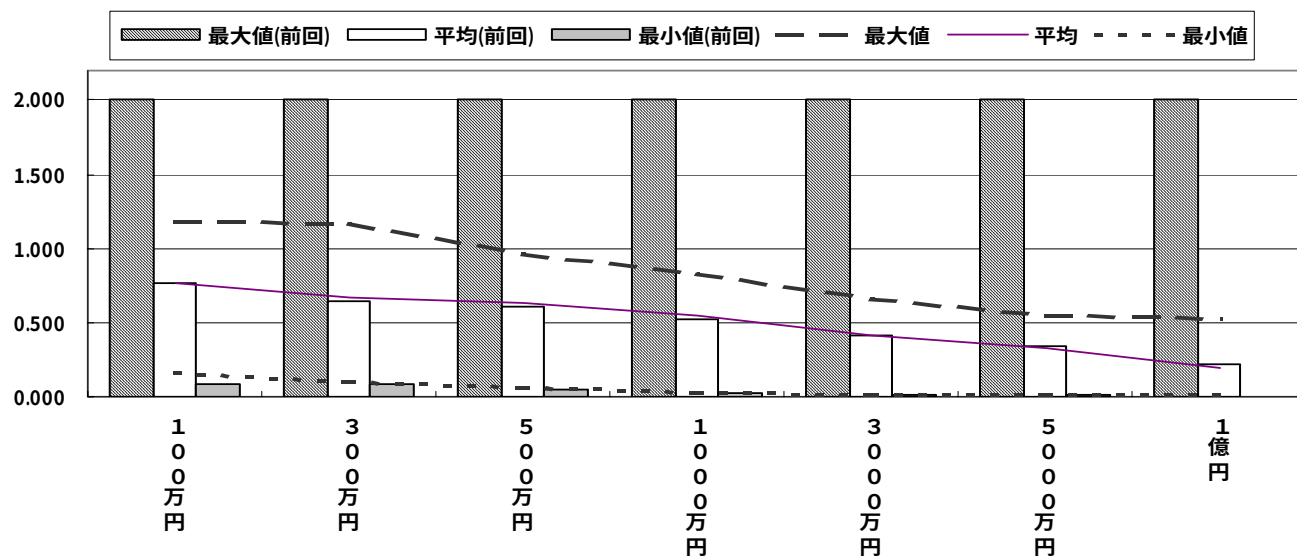
[証券会社による通信取引に係る株式売買委託手数料表 (該当数=45)]

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	41					2,490	4,725	1,050	2,500
100万円の場合	45	0.767	1.183	0.158	0.822	7,666	11,833	1,575	8,223
300万円の場合	45	0.672	1.172	0.100	0.706	20,147	35,150	3,000	21,194
500万円の場合	45	0.632	0.962	0.060	0.682	31,586	48,121	3,000	34,082
1,000万円の場合	45	0.550	0.827	0.030	0.600	55,016	82,666	3,000	60,000
3,000万円の場合	45	0.408	0.658	0.010	0.478	122,312	197,500	3,000	143,309
5,000万円の場合	45	0.326	0.545	0.012	0.361	163,131	272,500	6,195	180,579
1億円の場合	45	0.197	0.525	0.006	0.197	197,253	525,000	6,400	197,183

^{*1} 通信取引とは、証券会社の営業員の訪問や電話勧誘が行われず、顧客の自宅等から電話・FAX等(ただし、インターネットを利用するものを除く。)を使用して株式売買取引の注文を発注することができる取引のことをいう。本調査では、通信取引を利用した株式売買取引について、対面取引とは別の株式売買委託手数料体系を設定している証券会社について調査した。

^{*2} 一部の証券会社は、ある約定代金について手数料を「顧客と相談して決める」としている。それらについては、約定代金ごとの手数料(率)の平均、最大値、最小値等の計算において除外している。

[証券会社による通信取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率 (%) (該当数=45)]

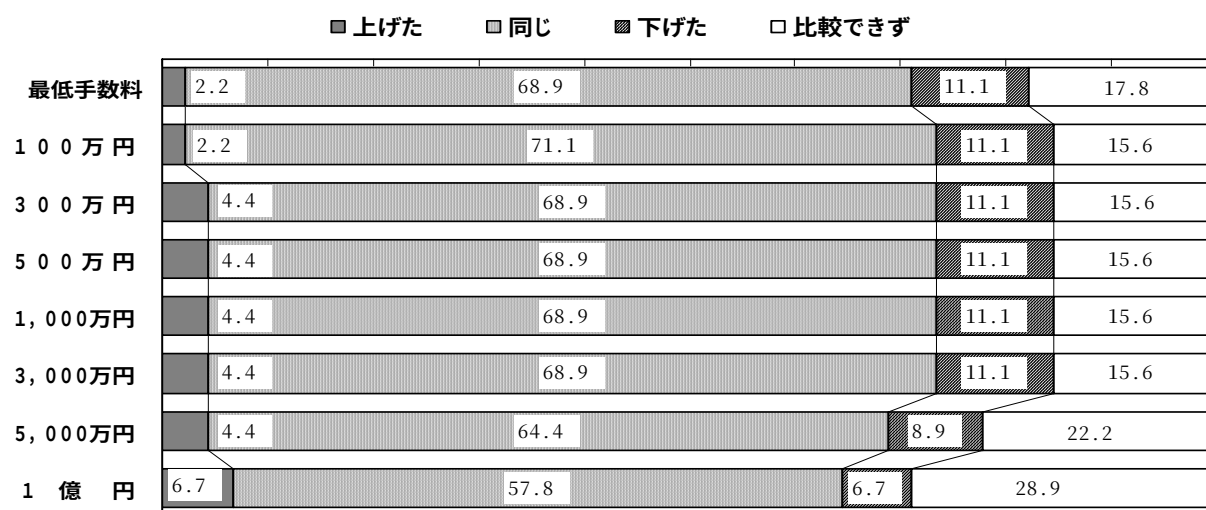


[証券会社による通信取引に係る株式売買委託手数料の変化 (回答社数の比率) (%) (該当数=45)]

○ 1年前



○ 3年前

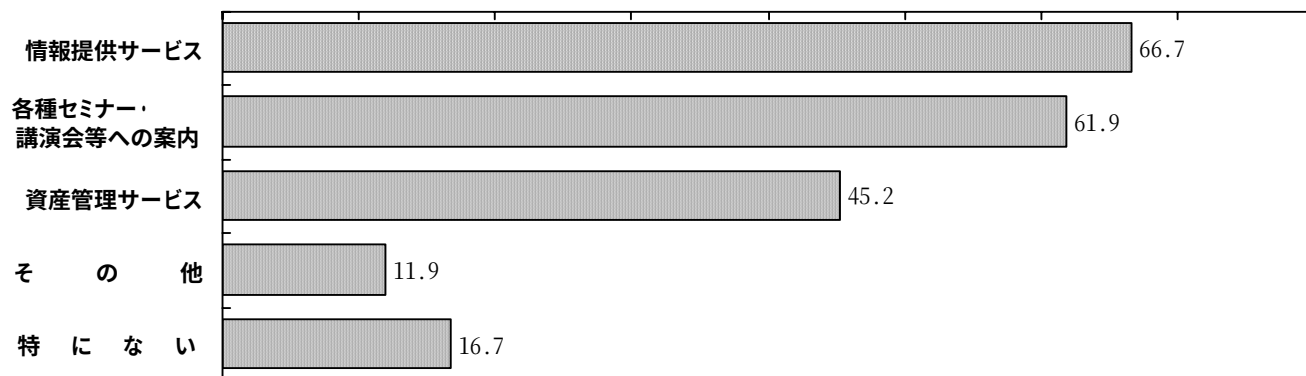


(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回 45 社、前回 64 社。

(2) 通信取引に係る顧客サービスについて

- ・ 証券会社が通信取引において行っている顧客サービスを、複数回答による回答社数の比率で見ると、「情報提供サービス」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「資産管理サービス」の順となっている。

[証券会社による通信取引に係る顧客サービスの実施状況(複数回答による回答社数の比率) (%)
(該当数=45)]



3. オンライン取引

(1) オンライン取引に係る手数料(率)

- ・ オンライン取引*に係る株式売買委託手数料（率）の設定方式については、①発注形態の別（成行注文か指値注文か）にかかわらず同じ手数料(率)としている場合（34社）、②発注形態の別（成行注文か指値注文か）によって異なる手数料(率)を設定している場合（9社）の2つの形態に分類することができる。
- ・ ①及び②いずれにおいても、全体として手数料率は約定代金と反比例関係にあり、手数料額は約定代金と比例関係にある。なお、②については、約定代金の違いによる手数料(率)の差は①ほど大きくない。
- ・ ②の発注形態の別によって手数料（率）が異なる設定方式における手数料は、①の発注形態の別にかかわらず同じ手数料（率）とする設定方式に比べ、平均値ベースで全体的におよそ半分以下の水準となっている。

① 発注形態（成行注文又は指値注文）の別にかかわらず同じ手数料としている場合

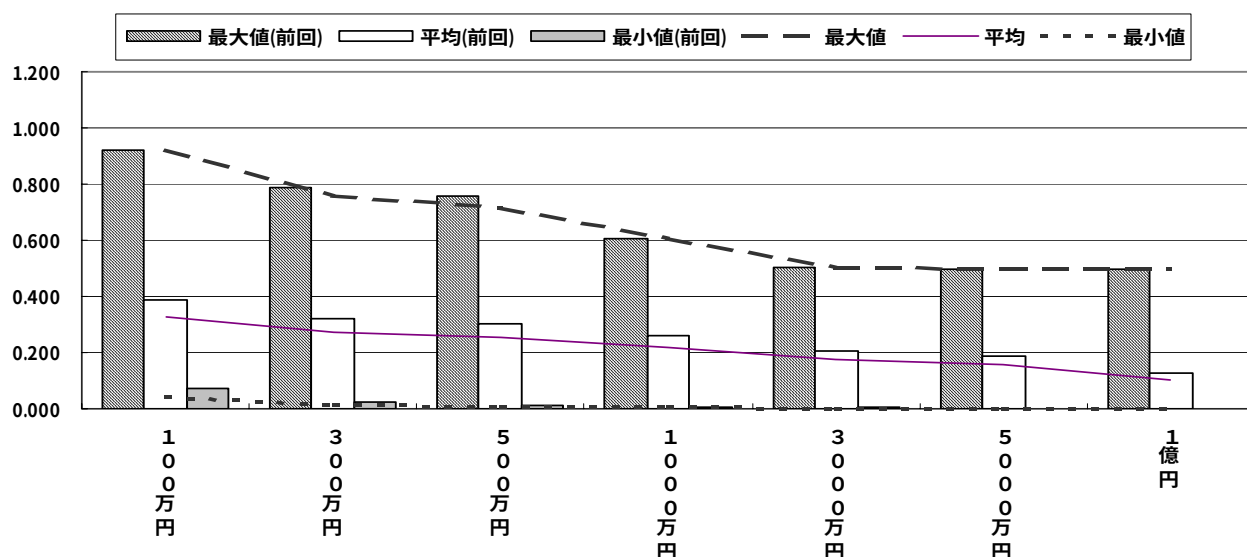
- ・ 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、約定代金が100万円を超えると0.4%を下回り、約定代金3,000万円を超えると0.2%を下回っている。また、約定代金ごとの手数料額を平均でみると、約定代金が500万円を超えると1万円を、約定代金が3,000万円を超えると5万円をそれぞれ上回っている。
- ・ 手数料率を前回調査時と比較すると、最大値においては全体的に前回調査時とほぼ同水準である。
- ・ 平均においては全体的に前回調査時より15%～20%程度下回っている。
- ・ 最小値においては約定代金5,000万円までは前回調査時より30%～50%程度下回っている。約定代金1億円以上については前回調査時と同水準である。
- ・ 3年前の前回調査時からの変化については、いずれの約定代金においても「同じ」と回答した社が50%～73%程度を占めており、「下げた」と回答した社は9%～24%程度となっている。

* オンライン取引とは、顧客が自宅のパソコン等からインターネットを経由して株式売買取引の注文を入力することができる取引のことをいう。

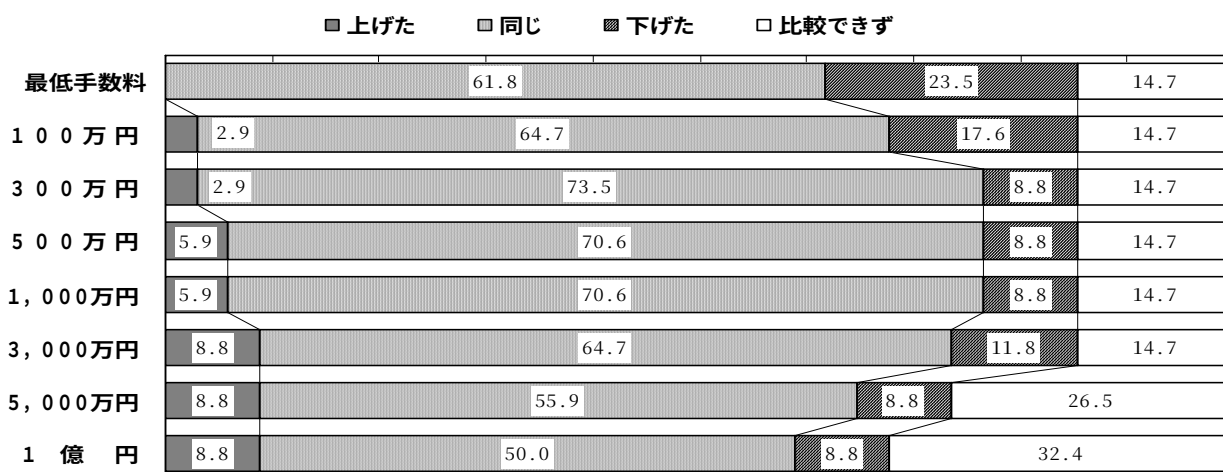
[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文ともに同手数料の場合）に係る株式売買委託手数料表（該当数＝34）]

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	33					1,295	2,500	0	1,000
100万円の場合	34	0.329	0.920	0.045	0.165	3,288	9,200	450	1,650
300万円の場合	34	0.274	0.760	0.015	0.130	8,234	22,800	450	3,900
500万円の場合	34	0.255	0.716	0.009	0.130	12,749	35,800	450	6,500
1,000万円の場合	34	0.219	0.608	0.005	0.100	21,945	60,800	450	10,000
3,000万円の場合	34	0.175	0.503	0.002	0.060	52,416	150,800	450	18,000
5,000万円の場合	34	0.156	0.500	0.001	0.070	78,028	250,000	450	35,000
1億円の場合	34	0.101	0.500	0.001	0.020	100,860	500,000	450	20,000

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文ともに同手数料の場合）に係る約定代金ごとの手数料率 (%)（該当数＝34）]



[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文ともに同手数料の場合）に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化（回答社数の比率） (%)（該当数＝34）]



(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回 34 社、前回 44 社。

② 発注形態（成行注文又は指値注文）別に手数料を設定している場合

- 全体的にみると、成行注文に係る手数料の方が指値注文に係る手数料より低めに設定されている。
- 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、成行注文、指値注文ともに約定代金が 300 万円を超えると 0.1%を下回っている。また、成行注文では約定代金 1,000 万円を超えると 0.06%、指値注文では 0.07%を下回っている。
- 前回調査時の手数料率と比較すると、最大値においては、成行注文は前回調査時と同水準であった。指値注文は、約定代金 300 万円までは前回調査時と概ね同水準であったものの、500 万円を超えると 20%～50%程度上回っており、約定代金が大きくなるほど前回調査時より上昇している。（約定代金 500 万円～1,000 万円の場合においては 20%、約定代金 3,000 万円～1 億円の場合においては 50%上昇している。）
- 平均においては、成行注文及び指値注文ともに、約定代金 100 万円の場合においては前回調査時より 20%程度下回っているものの、約定代金 300 万円を超えると前回調査時を上回っている。（例えば、成行注文については、約定代金 300 万円の場合は 10%程度上昇しており、約定代金 1 億円の場合は 50%上昇している。また、指値注文については、約定代金 300 万円の場合は 9 %程度上昇しており、約定代金 1 億円の場合は 94%程度上昇している。）
- 最小値においては、成行注文では、約定代金 100 万円までは前回調査時を 20%下回っているものの、約定代金 300 万円～1,000 万円までは前回調査時と同水準、約定代金 3,000 万円を超えると前回調査時を上回っている。（例えば、約定代金 3,000 万円の場合においては 60%上昇しており、約定代金 1 億円の場合においては 3 倍上昇している。）指値注文では、約定代金 100 万円までは前回調査時を 30%程度下回っているものの、約定代金 300 万円～500 万円までは前回調査時と同水準、約定代金 3,000 万円を超えると前回調査時を上回っている。（例えば、約定代金 3,000 万円の場合においては 43%程度上昇しており、約定代金 1 億円の場合においては 3 倍上昇している。）成行注文及び指値注文ともに概ね約定代金が大きくなるほど前回調査時より上昇傾向にある。
- 前回調査時からの変化については、成行注文、指値注文ともに、約定代金 100 万円までは「上げた」社はなく、約定代金 300 万円～1,000 万円までは「下げた」社はなかった。また、「比較できず」を除くといずれの約定代金においても「同じ」が大半を占めている。

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文により手数料が異なる場合）に係る株式売買委託手数料表]

ア. 成行注文の場合（該当数＝9）

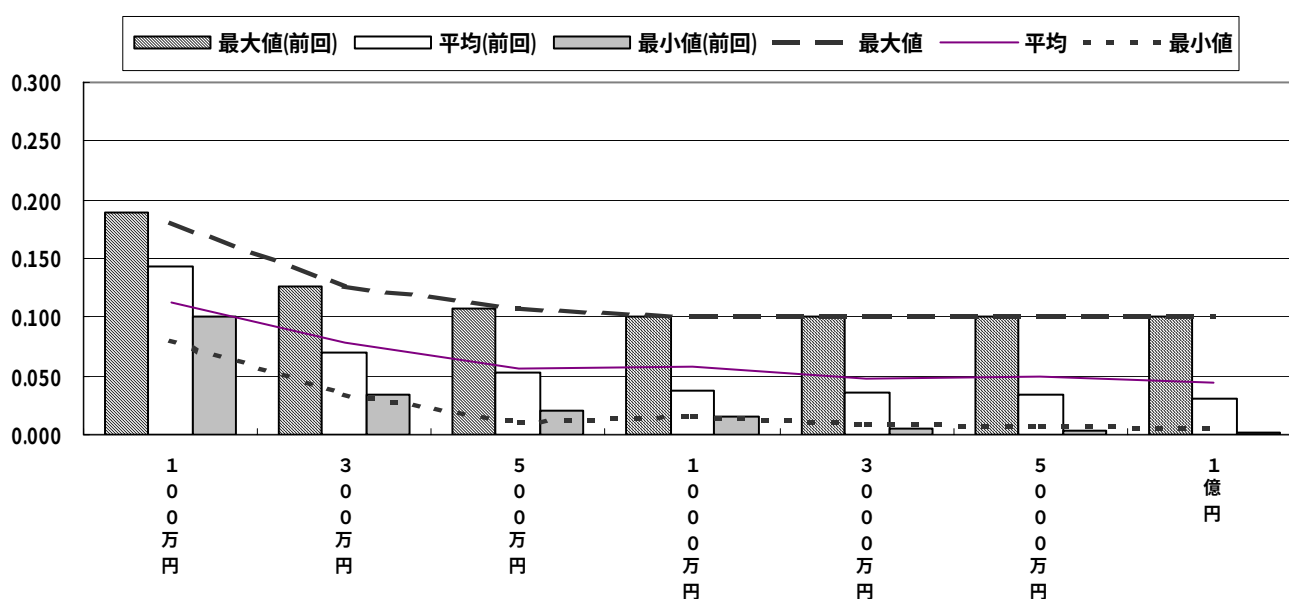
約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	9					850	1,500	0	950
100万円の場合	9	0.113	0.180	0.080	0.100	1,125	1,800	800	1,000
300万円の場合	9	0.078	0.127	0.033	0.083	2,350	3,800	1,000	2,500
500万円の場合	9	0.068	0.108	0.020	0.074	3,388	5,400	1,000	3,700
1,000万円の場合	9	0.058	0.100	0.015	0.055	5,825	10,000	1,500	5,450
3,000万円の場合	9	0.048	0.100	0.008	0.044	14,425	30,000	2,400	13,250
5,000万円の場合	9	0.049	0.100	0.007	0.040	24,543	50,000	3,400	20,000
1億円の場合	9	0.045	0.100	0.006	0.021	44,951	100,000	5,760	20,500

イ. 指値注文の場合（該当数＝9）

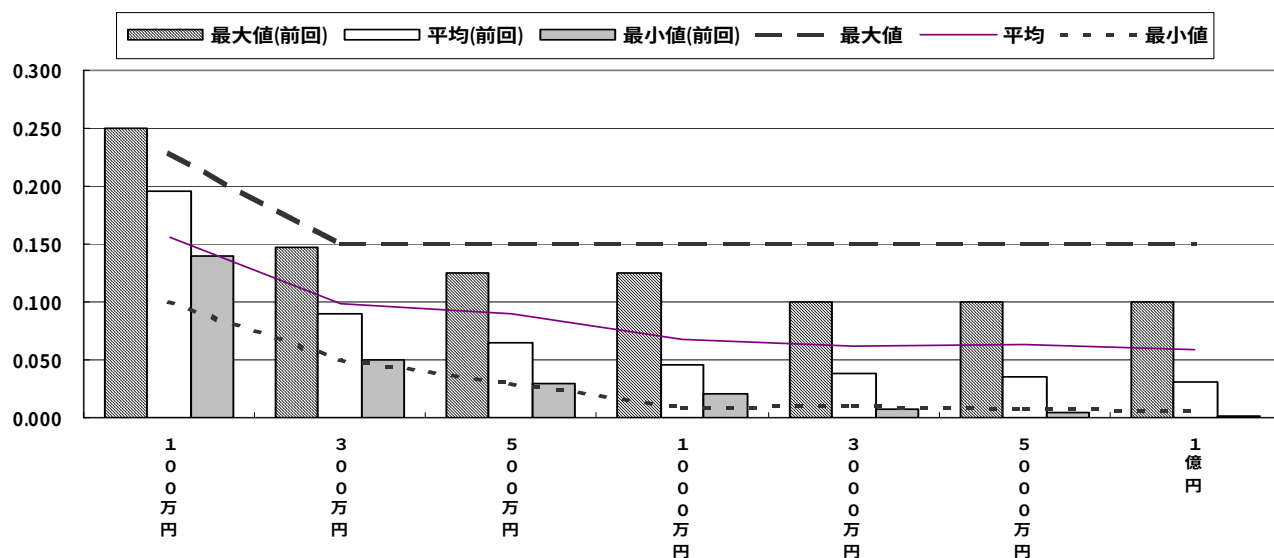
約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	9					1,213	2,000	0	1,450
100万円の場合	9	0.156	0.230	0.100	0.150	1,563	2,300	1,000	1,500
300万円の場合	9	0.098	0.150	0.050	0.092	2,944	4,500	1,500	2,750
500万円の場合	9	0.090	0.150	0.030	0.090	4,494	7,500	1,500	4,500
1,000万円の場合	9	0.067	0.150	0.009	0.030	7,713	15,000	2,000	6,000
3,000万円の場合	9	0.062	0.150	0.010	0.045	18,500	45,000	3,000	13,450
5,000万円の場合	9	0.064	0.150	0.008	0.040	31,971	75,000	3,900	20,000
1億円の場合	9	0.060	0.150	0.006	0.021	59,523	150,000	6,260	20,900

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文により手数料が異なる場合）に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率 (%)]

ア. 成行注文の場合（該当数＝9）

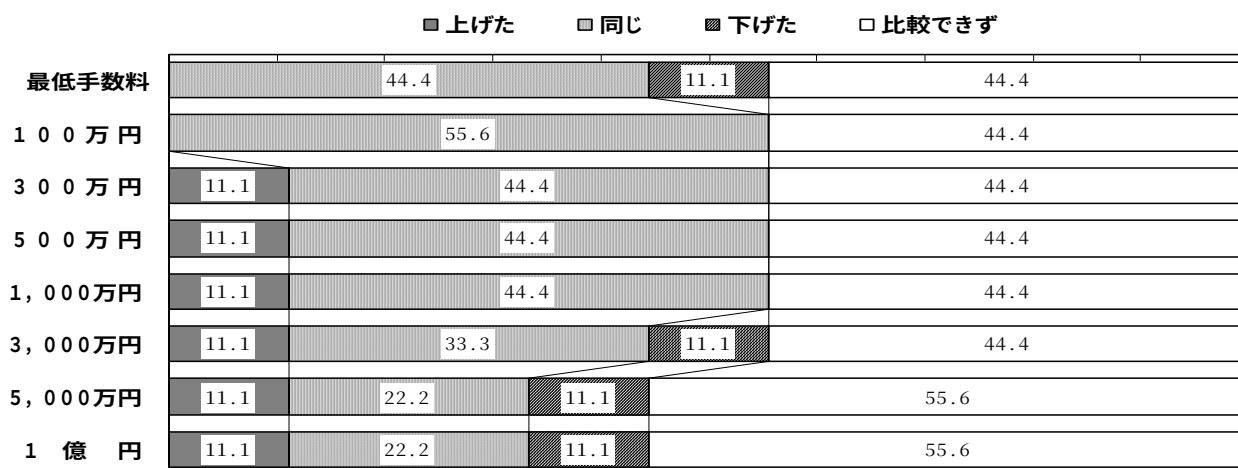


イ. 指値注文の場合（該当数＝9）

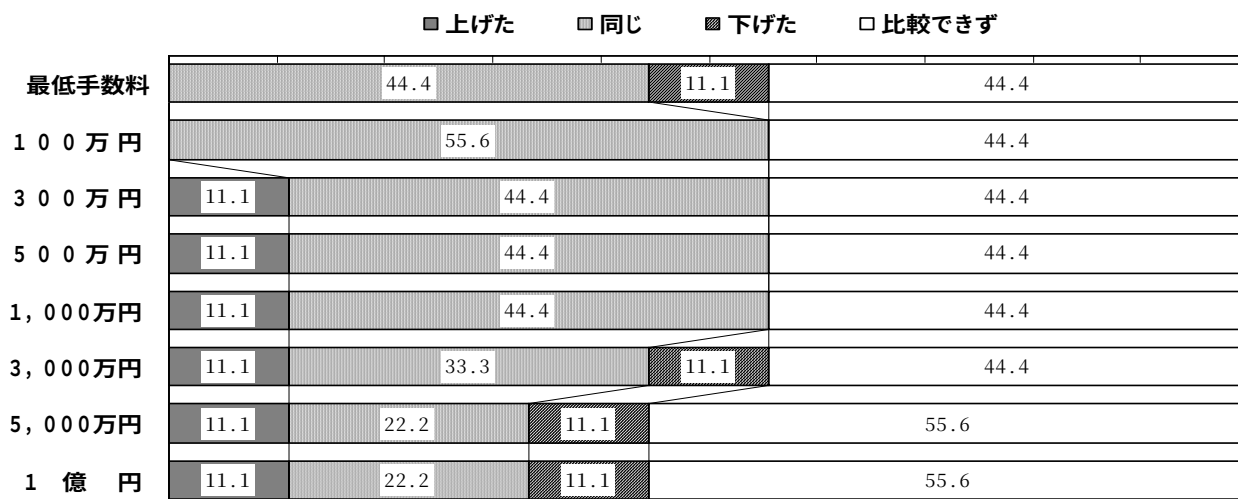


[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文により手数料が異なる場合）に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化（回答社数の比率）（%）]

ア. 成行注文の場合（該当数＝9）



イ. 指値注文の場合（該当数＝9）



(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回9社、前回8社。

(2) オンライン取引における手数料割引制度及び顧客サービスについて

- ・ 証券会社がオンライン取引において行っている株式売買委託手数料の割引制度としては、主として取引回数や取引金額、または預り資産額毎による割引、一日何回取引をしても一定の手数料である定額制割引を行う社がみられる。

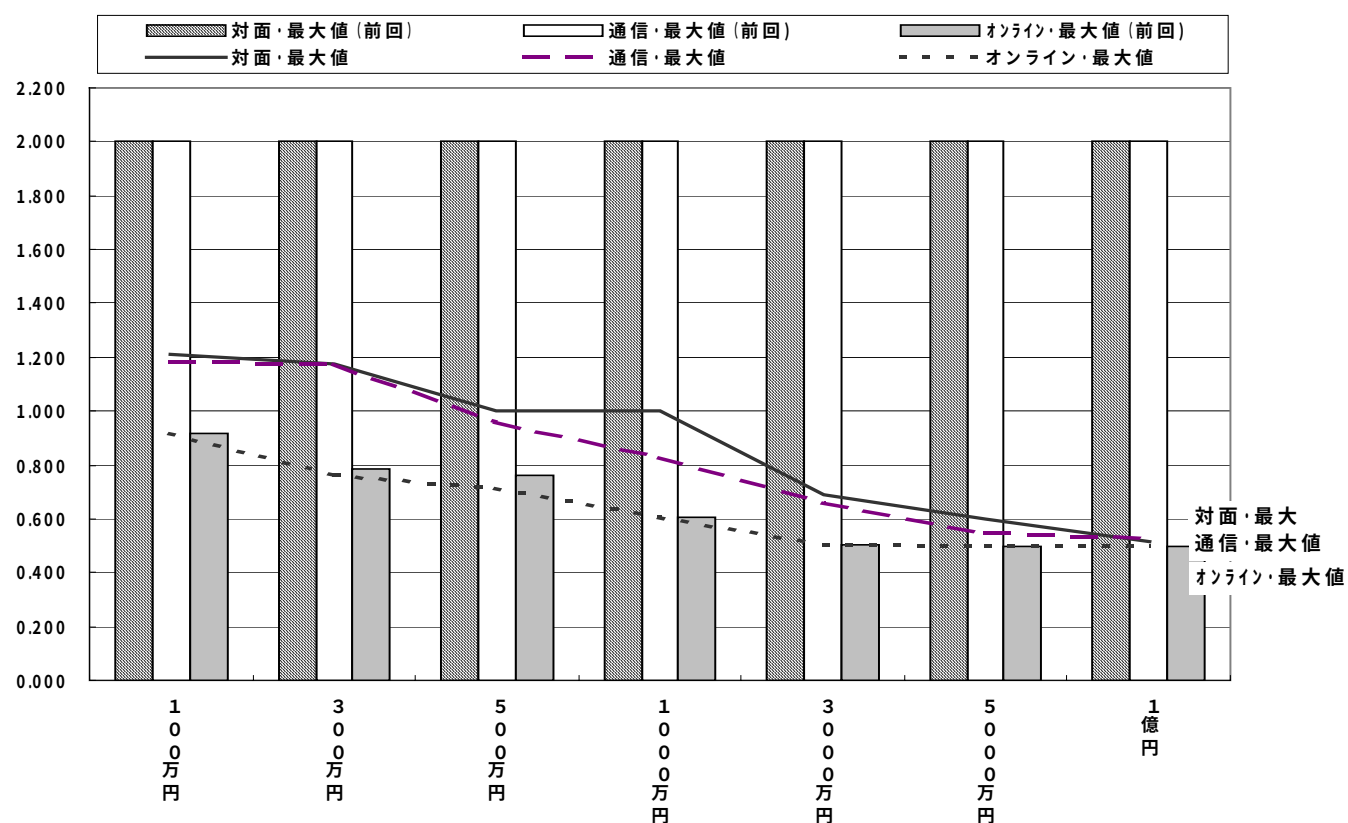
4. 対面取引、通信取引、オンライン取引の比較

- ・ 対面取引、通信取引、オンライン取引*のそれぞれにおける約定代金ごとの手数料率を比較すると、これまでの調査結果と同様に、全体的には対面取引、通信取引、オンライン取引の順に低くなっている（平均でみると、通信取引は対面取引の69%～76%程度、オンライン取引は対面取引の22%～32%程度となっている。）。
- ・ 各取引形態における手数料率（平均）を前回調査時と比較すると、対面取引については、約定代金1億円までは前回調査時とほぼ同水準であるが、約定代金が3億円の場合においては、9.2%低下しており、約定代金10億円の場合においては、15.8%低下している。
- ・ 通信取引については、約定代金3,000万円までは前回調査時とほぼ同水準であるものの、約定代金5,000万円を超えると6%～8%程度低下している。（例えば、約定代金5,000万円の場合においては5.8%低下しており、約定代金1億円の場合においては7.5%低下している。）。
- ・ オンライン取引については、全体的に前回調査時より8割程度の水準となっている。（例えば、約定代金100万円の場合においては20.2%低下しており、約定代金1億円の場合においては17.2%低下している。）。
- ・ また、自由化前の水準と比較すると、対面取引における手数料率（平均）は、全体的に自由化前の水準をやや下回っており、約定代金が高くなるほど自由化前の水準より低下する傾向にある。例えば、約定代金100万円の場合においては自由化前の水準の97%程度であるが、約定代金5,000万円の場合においては自由化前の水準の83%程度となっている。
- ・ 通信取引における手数料率は、全体的に自由化前の水準の65%程度となっている。
- ・ オンライン取引における手数料率は、全体的に自由化前の水準の21%程度となっている。

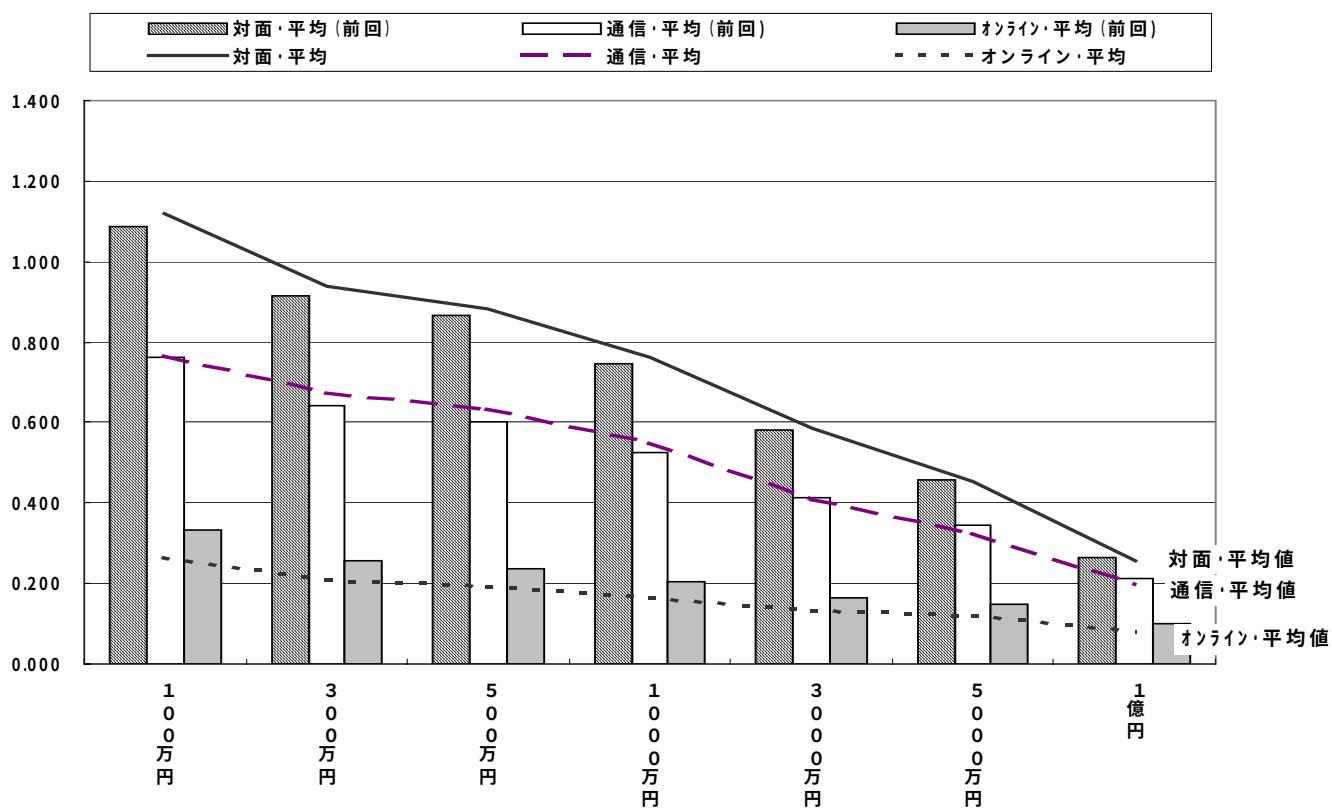
* 発注形態の別（成行注文か指値注文か）にかかわらず同じ手数料(率)が設定されている場合及び発注形態の別によって異なる手数料(率)が設定されている場合の双方を合わせたデータについて、最大値、平均及び最小値を算出。

[対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率 (%) (前回調査時の水準との比較)]

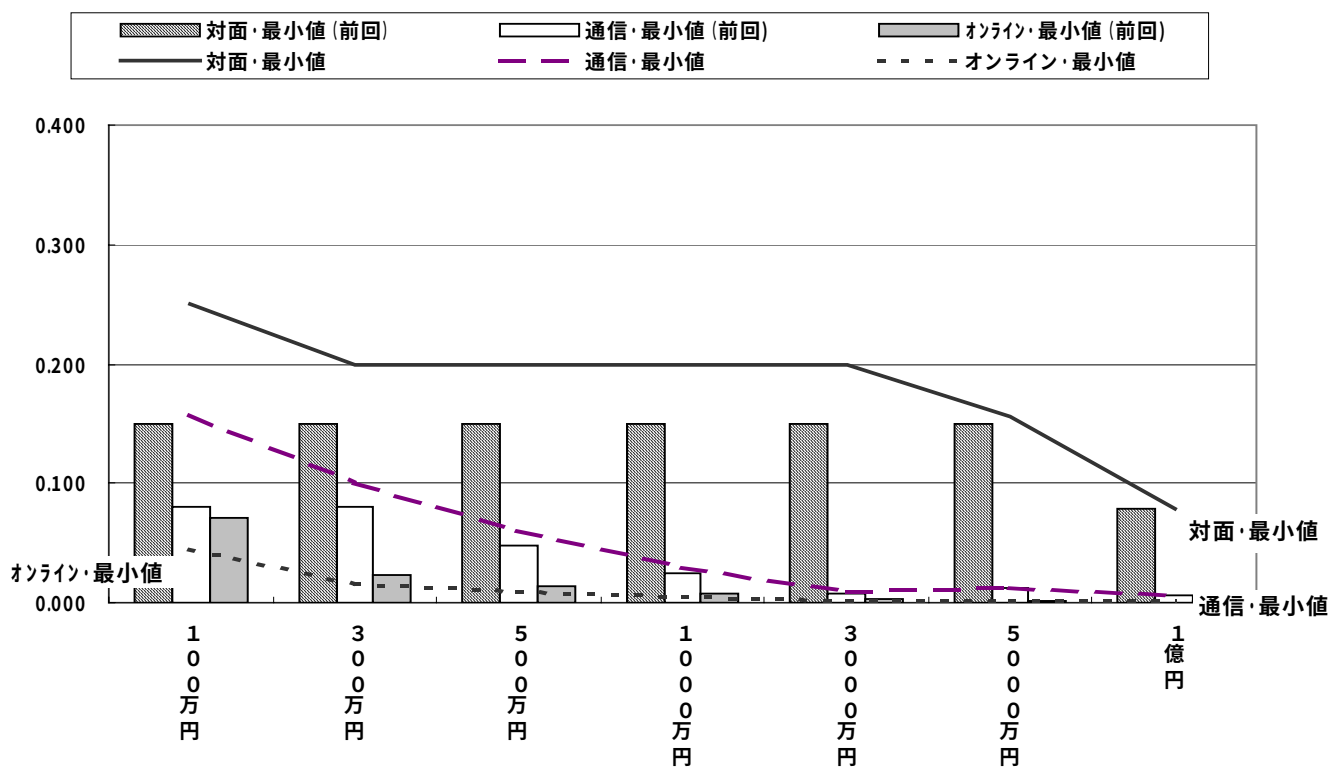
① 最大値



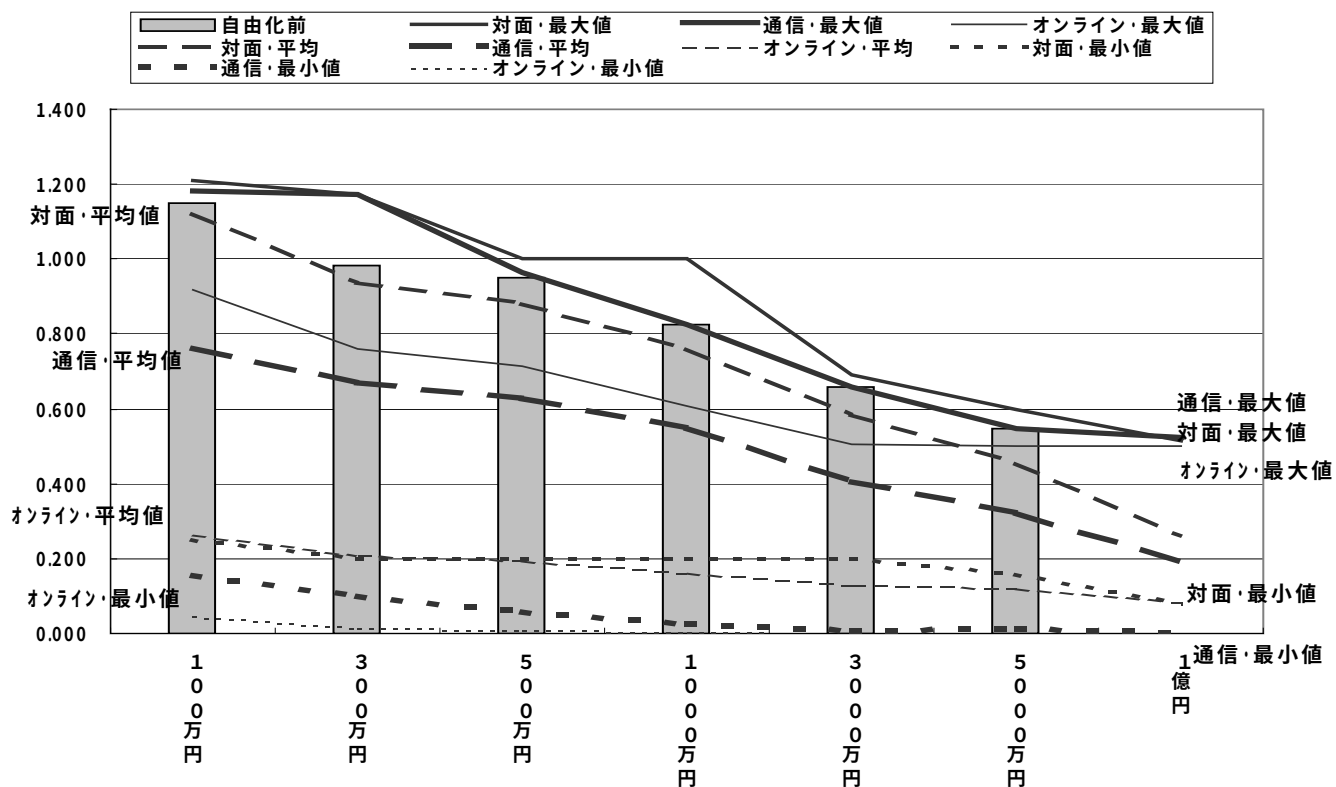
② 平均



③ 最小値



[対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率 (%) (自由化前の水準との比較)]



II. 機関投資家に対する調査

- 調査対象の主要機関投資家 213 社に、証券会社との間での株式売買委託時の手数料について、取引頻度の多い順に 2 社分まで問うた結果、証券会社延べ 264 社分の手数料について回答を得た。

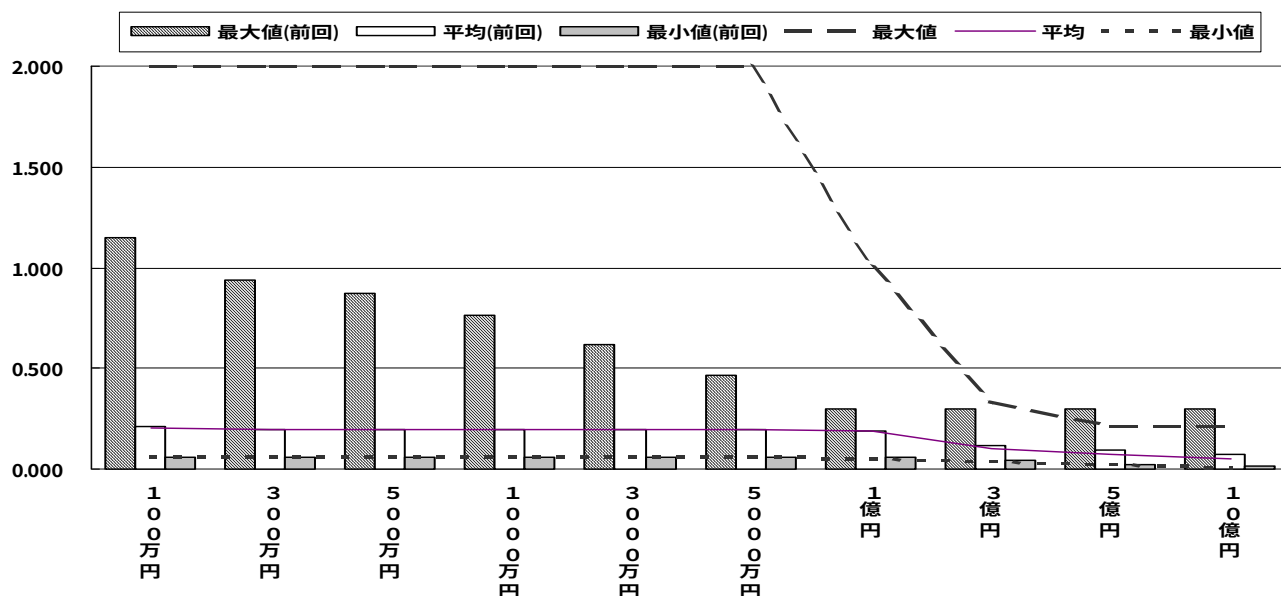
(1) 機関投資家に係る手数料(率)

- 機関投資家に係る株式売買委託手数料率は、最大値は約定代金 5,000 万円までは一律 2 %であり、5 億円～10 億円は 0.2%程度となっている。平均及び最小値については、約定代金 100 万円～5,000 万円まではほぼ一定（平均は 0.2%程度、最小値は 0.06%程度）であり、約定代金が大きくなるほど低下する傾向にある。
- 機関投資家に係る株式売買委託手数料率は、最大値は約定代金 100 万円～1 億円までは前回調査時を大幅に上回っているものの、約定代金 5 億円～10 億円は前回調査時の 70%程度となっている。
- 平均については、約定代金 100 万円～1 億円までは前回調査時とほぼ同水準となっている。約定代金 3 億円を超えると前回調査時の 74%～86%程度となっている。
- 最小値については、約定代金 100 万円～5,000 万円までは前回調査時とほぼ同水準となっており、約定代金 1 億円を超えると前回調査時の 83%程度となっている。
- 1 年前及び 3 年前との変化については、いずれの約定代金においても「上がった」社はなく、「同じ」と回答した社が大半を占めている。また、「下がった」と回答した社は 1 年前との調査においては 1 %～3 %程度、3 年前との調査においては 8 %～15%程度となっている。

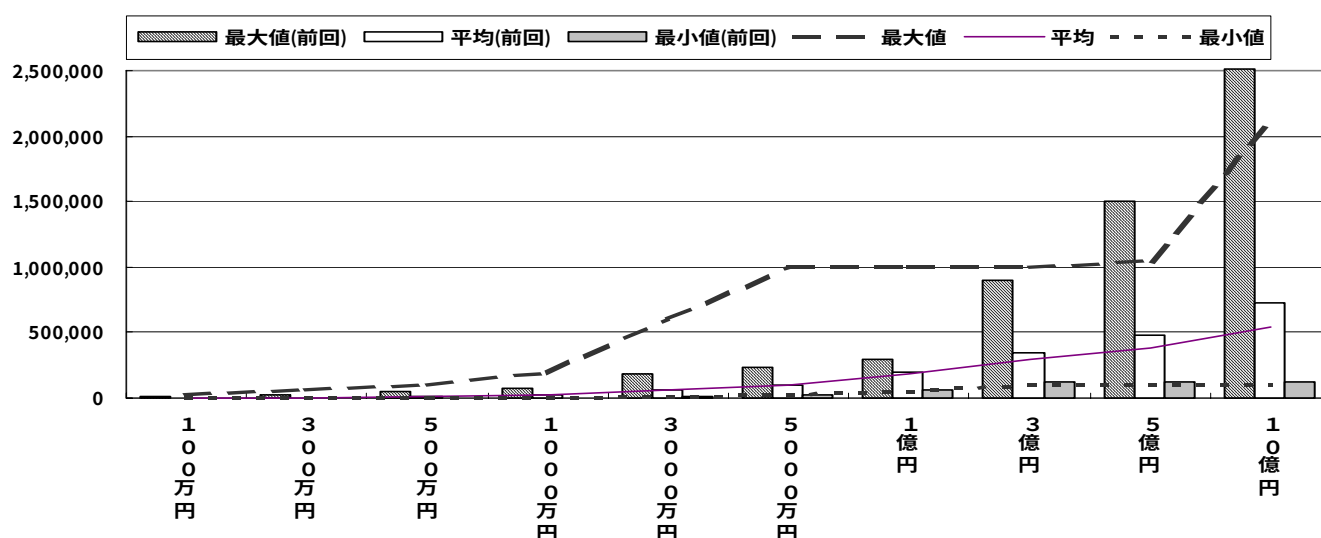
[機関投資家に係る株式売買委託手数料（該当数＝264）]

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	42					2,305	2,625	1,000	2,500
100万円の場合	264	0.203	2.000	0.060	0.200	2,035	20,000	600	2,000
300万円の場合	264	0.195	2.000	0.060	0.200	5,860	60,000	1,800	6,000
500万円の場合	264	0.195	2.000	0.060	0.200	9,764	100,000	3,000	10,000
1,000万円の場合	264	0.195	2.000	0.060	0.200	19,532	200,000	6,000	20,000
3,000万円の場合	264	0.194	2.000	0.060	0.200	58,347	600,000	18,000	60,000
5,000万円の場合	264	0.193	2.000	0.060	0.200	96,737	1,000,000	30,000	100,000
1億円の場合	264	0.187	1.000	0.050	0.200	186,824	1,000,000	50,000	200,000
3億円の場合	264	0.100	0.333	0.033	0.073	299,211	1,000,000	100,000	218,000
5億円の場合	264	0.076	0.210	0.020	0.044	377,766	1,050,000	100,000	218,000
10億円の場合	264	0.054	0.210	0.010	0.022	538,641	2,100,000	100,000	218,000

[機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率 (%) (該当数=264)]

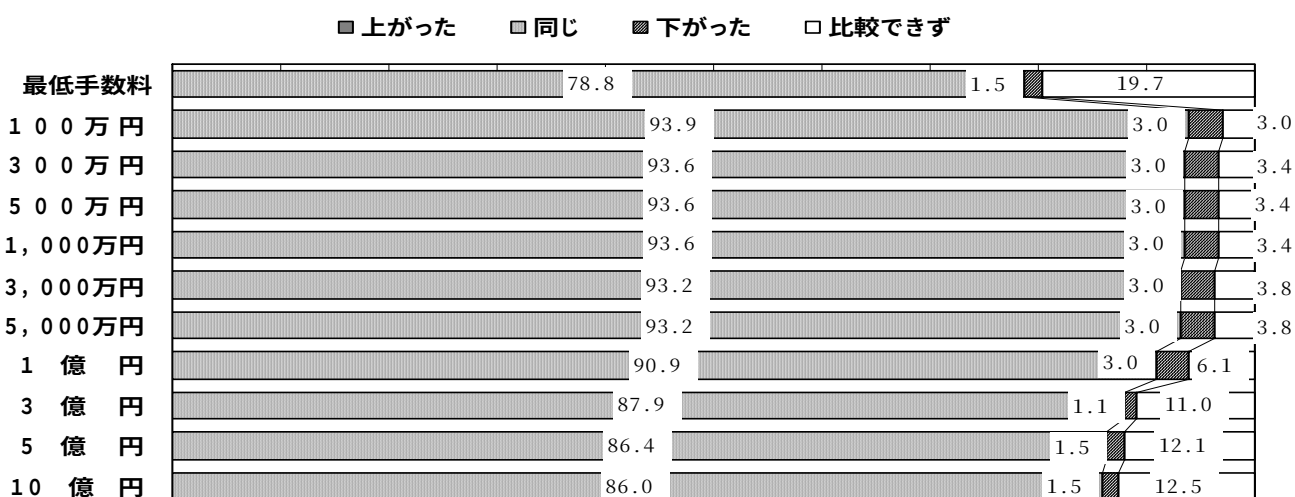


[機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料額 (円) (該当数=264)]

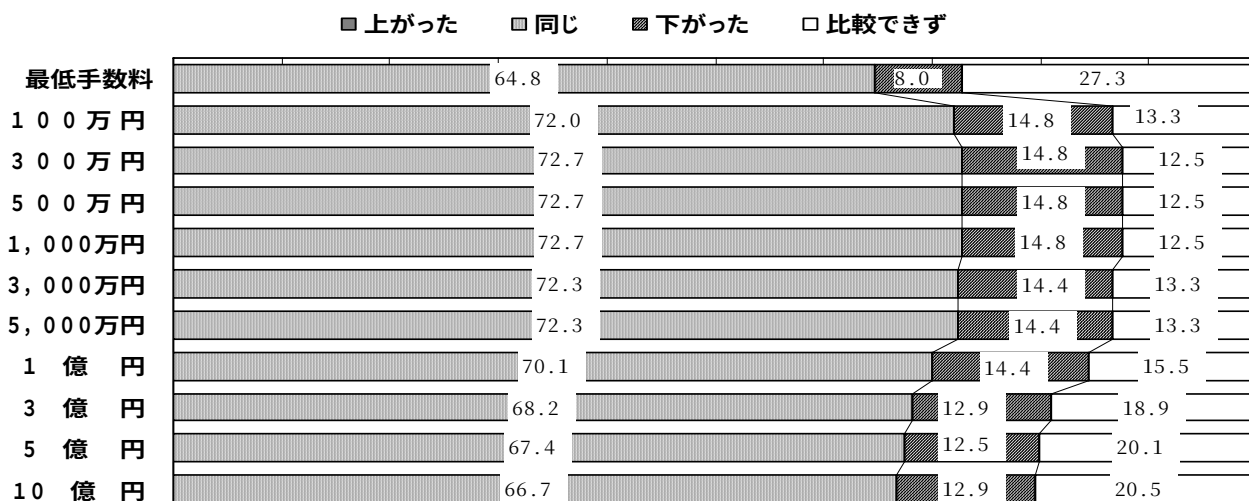


[機関投資家に係る株式売買委託手数料の変化(回答数の比率) (%) (該当数=264)]

○ 1年前



○ 3年前



(2) 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについて

- ・ 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについては、「FAX、Eメール等による情報提供」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「スモールミーティングや勉強会による情報提供」の順となっている。

[機関投資家が証券会社から受けているサービス（複数回答による回答数の比率）（%）（該当数＝264）]

